地方税財政制度

目次

- 地方税制度
- 地方財政制度
  - 地方財政計画
  - 地方交付税
  - 国庫支出金
  - 地方債

資料は主に総務省
作成資料より作成

地方税制の概要

地方税のしくみ

- 地方税；地方公共団体（都道府県及び市町村）が課税するもの
- 地方税は、地方税法の規定に基づき、地方公共団体が議会の議決を経て定める条例によって課税する。
  cf.　国税は所得税法をはじめとする法律の定めによって課税；租税法定主義

- 地方税法では、地方税として課税する税目、税率等地方税政に関する基本的なことを定める。
- 地方税法に定める一定税率によるものとされているもの以外は、地方団体の条例で定める税率によることとされている。また、任意で課税するかどうかを決めることのできる税目もあることから、地方税の負担は、全団体を通じて必ずしも同一の負担とならない。
- 条例の定めるところにより、法定税目以外の税も課税することができる。

租税の基本原則等

○　租税の基本原則
　・公平　・中立　・簡素

○　地方税原則（「地方税制の現状とその運営の実態」地方財務協会）
① 税収の十分性と普遍性
② 税収の安定性
③ 税収の伸張性
④ 税収の伸縮性
⑤ 負担分任性
⑥ 応益性
⑦ 自主性

○　伝統的税源配分論
① 国税は応能原則に基づくが、地方税についてはそれに応益原則を加味する
② 国税は総合的な担税力に応じて課税するために人的な事情を斟酌する人税を根幹とし、地方税は公共サービスによる便益が表される物に着目して負荷する物税を中心とする

（参考）マスグレイブ財政の３機能　　①資源配分　②所得再分配　③経済安定化

租税体系

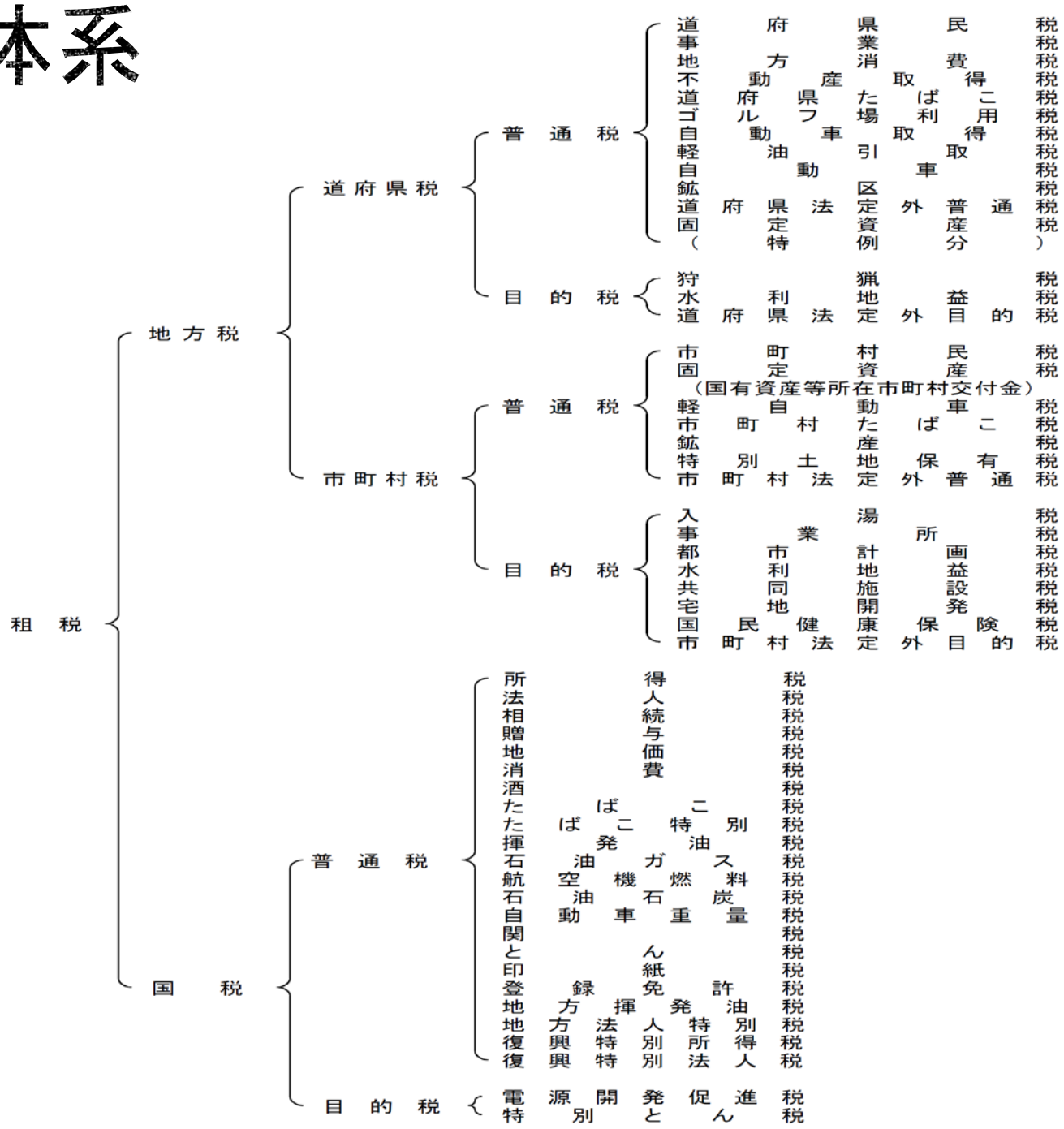
租税
地方税
道府県税
普通税
道府県民税
道府県事業税
道府県地方消費税
不動産取得税
道府県たばこ税
ゴルフ場利用税
自動車取得税
軽油引取税
自動車税
鉱区税
道府県法定外普通税
固定資産税（特例分）
目的税
狩猟税
水利地益税
道府県法定外目的税
市町村税
普通税
市町村民税
固定資産税
（国有資産等所在市町村交付金）
軽自動車税
市町村たばこ税
鉱産税
特別土地保有税
市町村法定外普通税
目的税
入湯税
事業所税
都市計画税
水利地益税
共同施設税
宅地開発税
国民健康保険税
市町村法定外目的税
国税
普通税
所得税
法人税
相続税
贈与税
地価税
消費税
たばこ税
特別たばこ税
酒税
揮発油税
石油ガス税
航空機燃料税
石炭税
自動車重量税
印紙税
登録免許税
揮発油税
地方揮発油税
特別法人税
特別所得税
復興特別法人税
復興特別所得税
目的税
電源開発促進税
特別会計に関する法律

国・地方の主な税目及び税収配分の概要

（　）内は、平成23年度決算額。単位：兆円

		所得課税	消費課税	資産課税等	計
国		所得税 (13.5) 法人税 (9.4) 個人(30.9%)　法人(21.4%)	消費税 (10.2) 揮発油税 (2.6) 酒税 (1.4) たばこ税 (1.0) 自動車重量税 (0.4) 石油ガス税 (0.0) 等	相続税 (1.5) 等	
		52.3%（22.8兆円）	41.9%（18.3兆円）	5.8%（2.5兆円）	100.0%（43.6兆円）
地方	道府県	法人事業税等 (3.8) 個人道府県民税 (4.5) 法人道府県民税 (0.8) 道府県税利子割 (0.1) 個人事業税 (0.2) 個人(31.2%)　法人(29.9%)	地方消費税 (2.6) 自動車税 (1.6) 軽油引取税 (0.9) 自動車取得税 (0.2) 道府県たばこ税 (0.3) 等	不動産取得税 (0.3) 等	
		61.1%（9.4兆円）	36.5%（5.6兆円）	2.4%（0.4兆円）	100.0%（15.3兆円）
	市町村	個人市町村民税 (6.7) 法人市町村民税 (2.0) 個人(32.8%)　法人(9.9%)	市町村たばこ税 (0.9) 軽自動車税 (0.2) 等	固定資産税 (9.0) 都市計画税 (1.3) 特別土地保有税 (0.0) 事業所税 (0.3) 等	
		42.7%（8.7兆円）	5.4%（1.1兆円）	51.9%（10.6兆円）	100.0%（20.4兆円）
		50.6%（18.1兆円）	18.7%（6.7兆円）	30.7%（10.9兆円）	100.0%（35.7兆円）
計		51.6%（40.9兆円）	31.5%（25.0兆円）	17.0%（13.5兆円）	100.0%（79.3兆円）

（再　掲）

		所得課税	消費課税	資産課税等	計
国		55.8%	73.2%	18.7%	55.0%
地方	道府県	22.9%	22.4%	2.8%	19.3%
	市町村	21.3%	4.4%	78.5%	25.7%
		44.2%	26.8%	81.3%	45.0%
計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

（注）1 表中における計数は、それぞれ四捨五入によっており、計と一致しない場合がある。
2 国税は地方法人特別税を除いた額、地方税は地方法人特別譲与税を加えた額である。
3 下線を付した税目以外の地方税目は課税標準が国税に準拠し又は国税に類似しているもの。
4 計数は精査中であり、異動する場合がある。

地方税の種類

■ 現行の地方税の体系

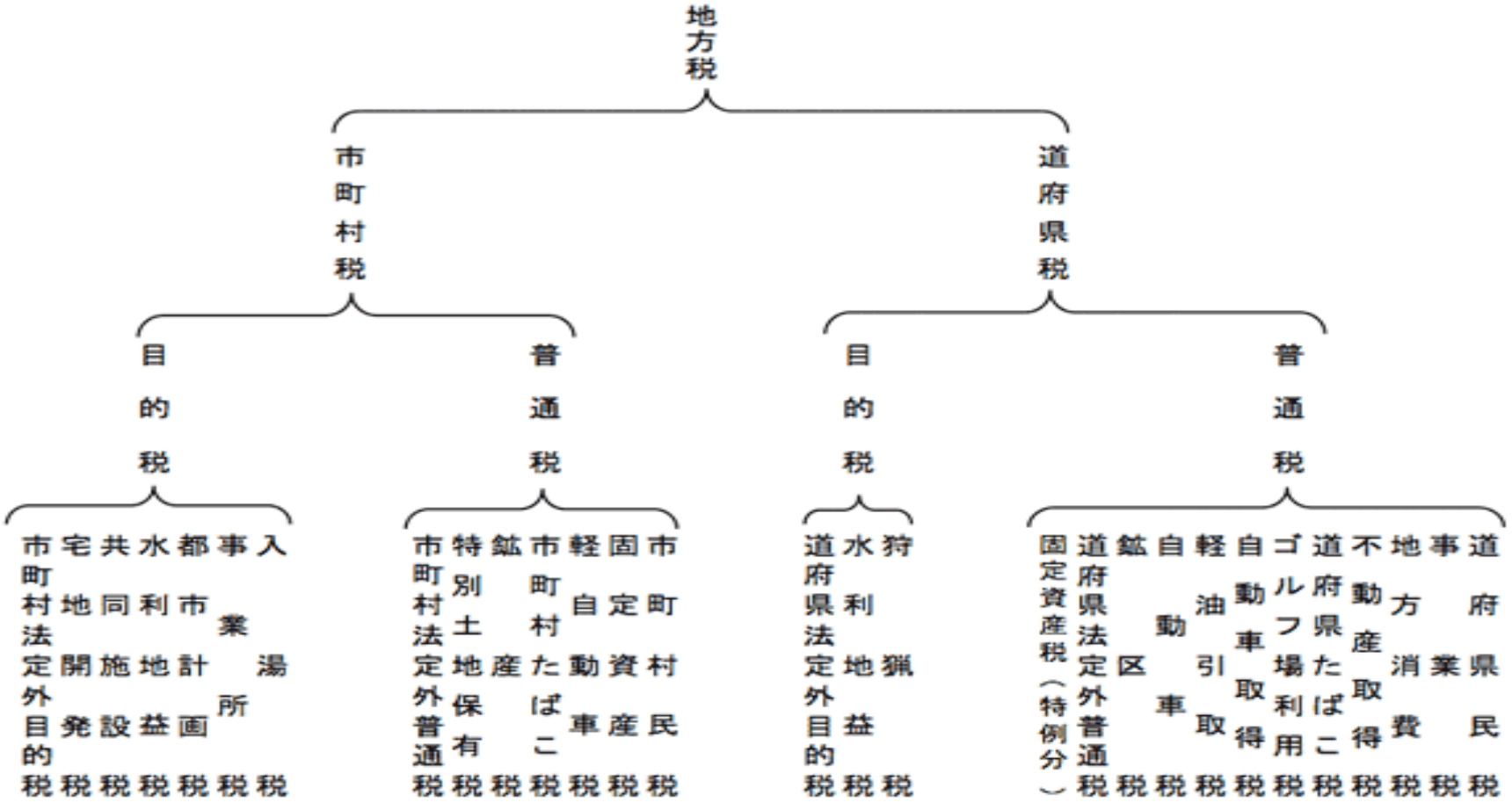

（注）1　普通税：その収入の使途を特定せず、一般経費に充てるために課される税。普通税のうち、地方税法により税目が法定されているものを法定普通税といい、それ以外のもので地方団体が一定の手続、要件に従い課するものを法定外普通税という。

2　目的税：特定の費用に充てるために課される税。目的税のうち、地方税法により税目が法定されているものを法定目的税といい、それ以外のもので地方団体が一定の手続、要件に従い課するものを法定外目的税という。

「ガイドブック都税2012」より

○税目の内容

課税主体	課税権に基づいて税金を課し、徴収する主体となるもの（国、都道府県、区市町村など）
課税客体	税金がかかる対象となる物、行為又は事実等
納税義務者	納税義務があると定められた個人又は法人
課税標準	課税客体を具体的に数量又は金額で表したもの
税率	課税標準に対して適用される税額の割合 一定の金額による場合と一定の率による場合があります。 課税標準 × 税　率 ＝ 税　額 ◆税率の種類 ・標準税率……地方団体が課税する場合に、通常よるべき税率。財政上その他の必要がある場合には、これと異なる税率を定めることができます。 ・制限税率……地方団体が税率を定める場合に、それを超えることができない税率 ・一定税率……地方団体がそれ以外の税率を定めることができない税率 ・任意税率……地方団体が法定外税等で、独自に定めることができる税率

○納付・徴収の方法

種　類	方　法	この方法で納める税金
申告納付	納税者が、自分で納める税額を計算し、申告して納めます。	法人の都民税・事業税*1、自動車取得税、軽油引取税（自己消費分など）、事業所税、都たばこ税、地方消費税*2、特別土地保有税*3
特別徴収（申告納入）	税金を都に代わって徴収する義務を課せられた方（特別徴収義務者）が、納税者から販売代金などと一緒に税金を預かり、この預かった税金を申告して納めます。	個人の住民税（給与所得者など）、都民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、ゴルフ場利用税、軽油引取税（元売業者・特約業者の引渡し分）、宿泊税
普通徴収	都税事務所長等が、法律や条例で定められた方法で税額を決定し、その税額や納期、納付場所などを記載した納税通知書を納税者に送り、それによって納めます。	個人の住民税（個人事業者など）、個人の事業税、不動産取得税、自動車税（年額課税分）、固定資産税、都市計画税、鉱区税
証紙徴収	申告書などに証紙を貼って納めるか、証紙に代えて現金で納めます。	狩猟税、自動車税（月割課税（新規登録）分）

地方税の例　法人事業税

- 課税主体：都道府県
- 納税義務者：都道府県内に事務所・事業所を設けて事業を行う法人
- 課税客体：法人が行う事業

（非課税事業）次の事業については、法人事業税は課されない。

① 林業、鉱物の掘採事業及び特定の農事組合法人が行う農業

② 国、地方公共団体等が行う事業

③ 社会福祉法人、宗教法人、学校法人等の法人や人格のない社団等が行う事業で収益事業以外のもの

- 課税方式：申告納付
- 課税標準：所得など（法人により異なる）
- 税率：標準税率　2.7%など（法人や所得の額などにより異なる）

制限税率は標準税率の1.2倍

税率の種類

種類		概要	税目	
			道府県税	市町村税
一定税率		地方団体にそれ以外の税率を定めることを許さない税率。	道府県民税（利子割） 道府県民税（配当割） 道府県民税（株式等譲渡所得割） 地方消費税 道府県たばこ税 自動車取得税 軽油引取税 鉱区税 狩猟税	市町村たばこ税 特別土地保有税 事業所税
標準税率	制限税率あり	地方団体が課税する場合に通常よるべき税率が定められた上で、制限税率が定められている税率。	道府県民税（法人　法人税割） 事業税（個人、法人） ゴルフ場利用税 自動車税	市町村民税（法人　均等割） 市町村民税（法人　法人税割） 軽自動車税 鉱産税
	制限税率なし	地方団体が課税する場合に通常よるべき税率。	道府県民税（個人　均等割） 道府県民税（個人　所得割） 道府県民税（法人　均等割） 不動産取得税 固定資産税（道府県分）	市町村民税（個人　均等割） 市町村民税（個人　所得割） 固定資産税
任意税率	制限税率あり	地方団体が税率を定めるに当たって、それを超えることができない税率。		都市計画税
	制限税率なし	地方税法において税率を定めず、地方団体に税率設定を委ねている税率。	水利地益税	水利地益税 共同施設税 宅地開発税
その他				入湯税

課税自主権①：超過課税

- 条例により、標準税率（地方税法に定められた地方団体が課税する場合に通常よるべき税率）を超える税率によって地方団体が課税を行うこと。

  ※制限税率や一定税率の税目については、超過課税は不可。

  （参考）

  ・制限税率の趣旨

  団体間の税負担不均衡を抑制、国・地方を通じた税負担の適正化、特定地域の経済活動への過度の負担　など

  ・一定税率の趣旨

  経済活動を歪めることを回避、課税技術上の問題、同一権利に対する同一の負担を求める　など

超過課税の状況

ア　超過課税実施団体数（平成24年４月１日現在）

○　都道府県

＜道府県民税＞

個人均等割	33団体	岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
所得割	１団体	神奈川県
法人均等割	33団体	岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
法人税割	46団体	静岡県を除く46都道府県
＜法人事業税＞	８団体	宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県
＜自動車税＞	１団体	東京都

○　市町村

＜市町村民税＞

個人均等割	２団体	北海道夕張市、神奈川県横浜市
所得割	２団体	北海道夕張市、兵庫県豊岡市
法人均等割	399団体	
法人税割	999団体	
＜固定資産税＞	160団体	
＜軽自動車税＞	30団体	【北海道】函館市、夕張市、美唄市、芦別市、赤平市、根室市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、古平町、上砂川町、由仁町、南幌町、栗山町、浦臼町、滝上町 【青森県】鰺ヶ沢町　【山梨県】早川町 【島根県】松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市 【徳島県】徳島市、小松島市、鳴門市　【香川県】高松市 【高知県】高知市、須崎市
＜鉱産税＞	31団体	
＜入湯税＞	２団体	三重県桑名市、岡山県美作市

イ　超過課税の規模（平成23年度決算）

道府県税（団体数(注)）			
道府県民税	個人均等割	（31団体）	185．3億円
	所得割	（1団体）	24．7億円
	法人均等割	（31団体）	93．7億円
	法人税割	（46団体）	859．9億円
法人事業税		（8団体）	910．5億円
自動車税		（1団体）	13百万円
道府県税計			2，074．1億円
市町村税（団体数(注)）			
市町村民税	個人均等割	（2団体）	16．2億円
	所得割	（2団体）	0．7億円
	法人均等割	（402団体）	154．2億円
	法人税割	（1,004団体）	2，108．5億円
固定資産税		（160団体）	357．6億円
軽自動車税		（33団体）	7．3億円
鉱産税		（33団体）	10百万円
入湯税		（2団体）	24百万円
市町村税計			2，644．7億円
超過課税合計			4，718．8億円

※　地方法人二税の占める割合：87．5%

（注）団体数は、平成23年4月1日現在。

課税自主権②：法定外税

○　法定外税とは、地方公共団体が、地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設して設けるもの。

　平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正により、法定外普通税の許可制が、同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設された。

　また、平成16年度税制改正により、既存の法定外税について、税率の引き下げ、廃止、課税期間の短縮を行う場合には総務大臣への協議・同意の手続きが不要となったほか、特定の納税義務者に係る税収割合が高い場合には、条例制定前に議会でその納税者の意見を聴取する制度が創設された。

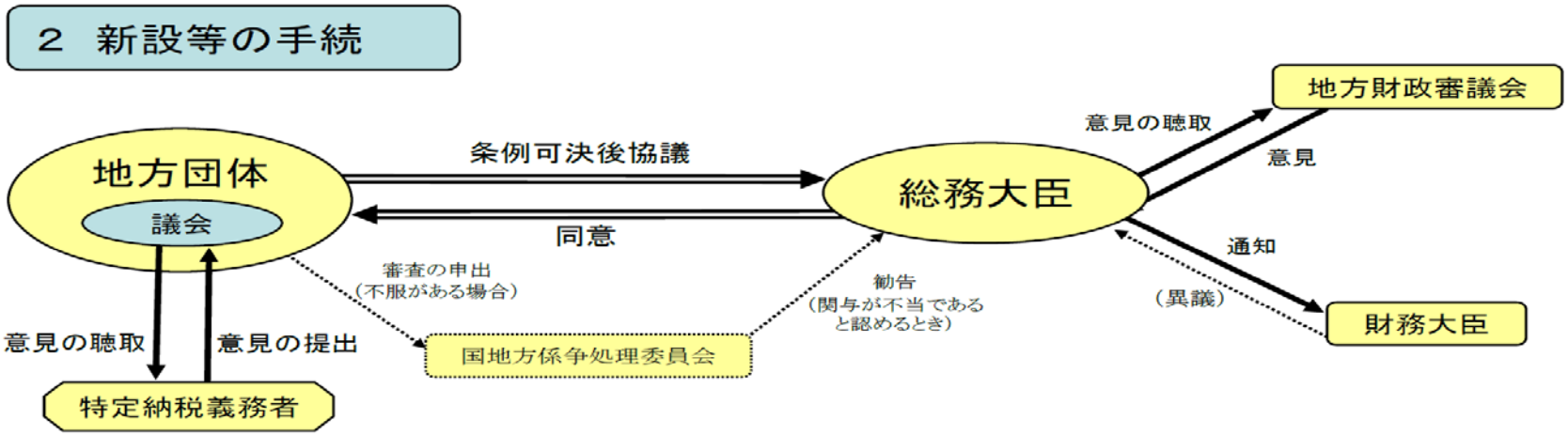

次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。（地方税法第261条、第671条、第733条）

①　国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること

②　地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること

③　①及び②のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

法定外税の状況

（平成26年４月１日現在）

平成２４年度決算額　３６４億円（地方税収額に占める割合0.11%）

１　法定外普通税

（平成24年度決算額）
［単位：億円］

［都道府県］			
石油価格調整税	沖縄県		１０
核燃料税	福井県、愛媛県、佐賀県、島根県、静岡県、鹿児島県、宮城県、新潟県、北海道、石川県		８０ (*1)
核燃料等取扱税	茨城県		６
核燃料物質等取扱税	青森県		１６０
計		１３件	２５６ (*2)
［市区町村］			
別荘等所有税	熱海市（静岡県）		６
砂利採取税	山北町（神奈川県）		０．１ (*3)
歴史と文化の環境税	太宰府市（福岡県）		０．７
使用済核燃料税	薩摩川内市（鹿児島県）		４
狭小住戸集合住宅税	豊島区（東京都）		４
空港連絡橋利用税	泉佐野市（大阪府） (*4)		０
計		６件	１４
［合　　計］		１９件	２７０

２　法定外目的税

［都道府県］		
産業廃棄物税等(*5)	三重県、鳥取県、岡山県、広島県、青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、奈良県、新潟県、山口県、宮城県、京都府、島根県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、宮崎県、熊本県、福島県、愛知県、沖縄県、北海道、山形県、愛媛県	６９
宿泊税	東京都	１０
乗鞍環境保全税	岐阜県	０．２
計	２９件	８０
［市区町村］		
山砂利採取税	城陽市（京都府）(*6)	０．２
遊漁税	富士河口湖町(山梨県)	０．１
環境未来税	北九州市(福岡県)	８
使用済核燃料税	柏崎市(新潟県)	６
環境協力税	伊是名村(沖縄県)、伊平屋村（沖縄県）渡嘉敷村（沖縄県）	０．２
計	７件	１４
［合　　計］	３６件	９４

*1　福島県核燃料税条例は平成24年12月30日をもって失効している。平成24年度の税収は約0.01億円であり、その額も含めて計上している。

*2　神奈川県臨時特例企業税条例は平成21年３月31日をもって失効しているが、法人税の更正に伴う修正申告等により、平成24年度の税収が約0.02億円発生しているため、その額も計には含めている。

*3　神奈川県中井町砂利採取税条例は平成24年５月31日をもって失効している。平成24年度の税収は約0.01億円であり、その額も含めて計上している。

*4　大阪府泉佐野市空港連絡橋利用税は平成25年３月30日より施行。

*5　産業廃棄物処理税（岡山県）、産業廃棄物埋立税（広島県）、産業廃棄物処分場税（鳥取県）、産業廃棄物減量税（島根県）、循環資源利用促進税（北海道）など、実施団体により名称に差異があるが、最終処分場等への産業廃棄物の搬入を課税客体とすることに着目して課税するものをまとめてここに掲載している。

*6　京都府城陽市山砂利採取税は平成23年６月１日に法定外普通税から法定外目的税に変更。

*7　端数処理のため、計が一致しない。

国税と地方税の状況

第25図 国税と地方税の状況　　平成24年度決算

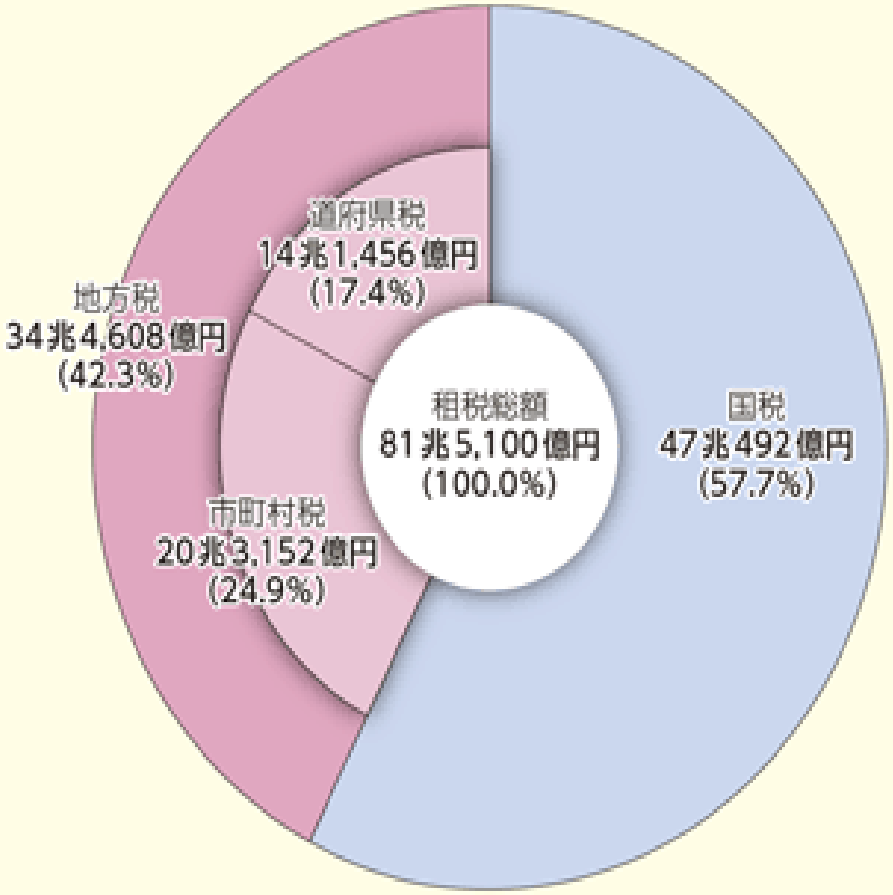

（注）東京都が徴収した市町村税相当額は、市町村税に含み、道府県税に含まない。

道府県税収入額の状況

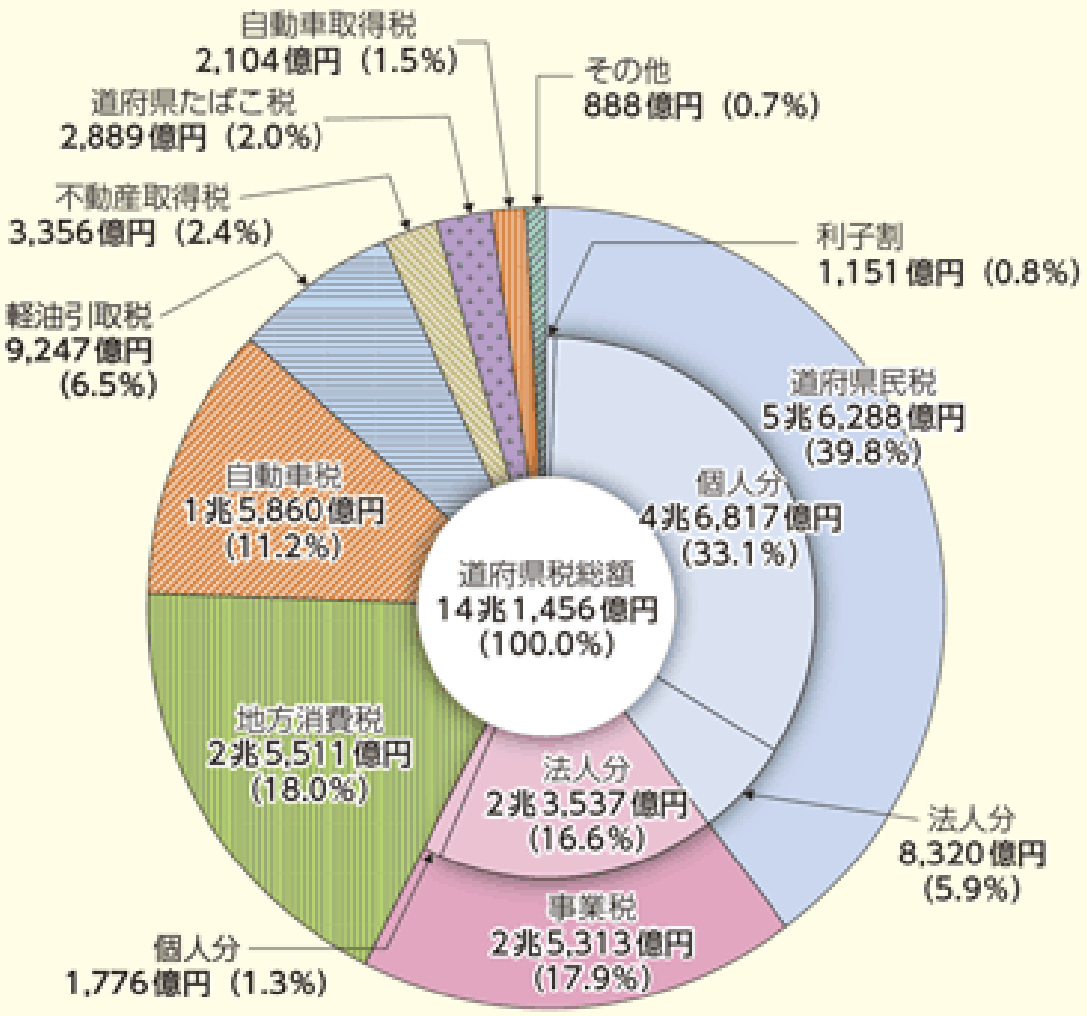
自動車取得税
2,104億円（1.5%）
その他
888億円（0.7%）
道府県たばこ税
2,889億円（2.0%）
不動産取得税
3,356億円（2.4%）
利子割
1,151億円（0.8%）
軽油引取税
9,247億円
(6.5%)
道府県民税
5兆6,288億円
(39.8%)
自動車税
1兆5,860億円
(11.2%)
個人分
4兆6,817億円
(33.1%)
道府県税総額
14兆1,456億円
(100.0%)
地方消費税
2兆5,511億円
(18.0%)
法人分
2兆3,537億円
(16.6%)
法人分
8,320億円
(5.9%)
事業税
2兆5,313億円
(17.9%)
個人分
1,776億円（1.3%）

市町村税収入額の状況

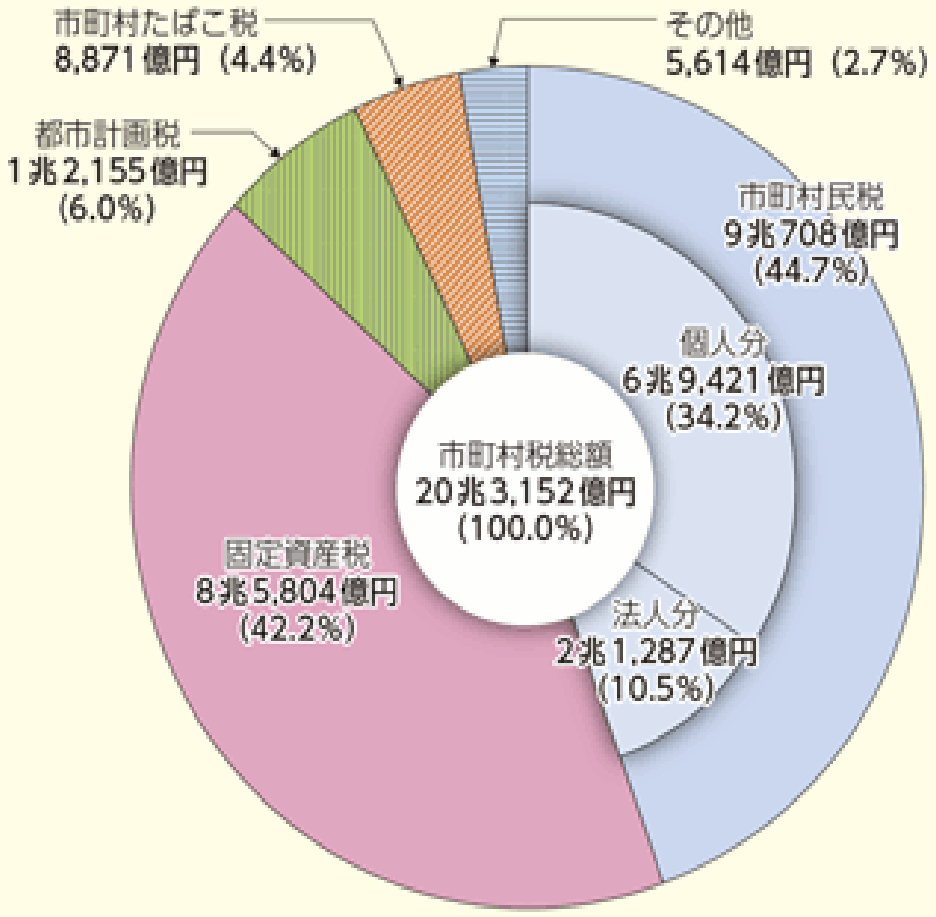
市町村たばこ税
8,871億円（4.4%）
その他
5,614億円（2.7%）
都市計画税
1兆2,155億円
(6.0%)
市町村民税
9兆708億円
(44.7%)
個人分
6兆9,421億円
(34.2%)
市町村税総額
20兆3,152億円
(100.0%)
固定資産税
8兆5,804億円
(42.2%)
法人分
2兆1,287億円
(10.5%)

国税・地方税の税収内訳（平成23年度決算額）

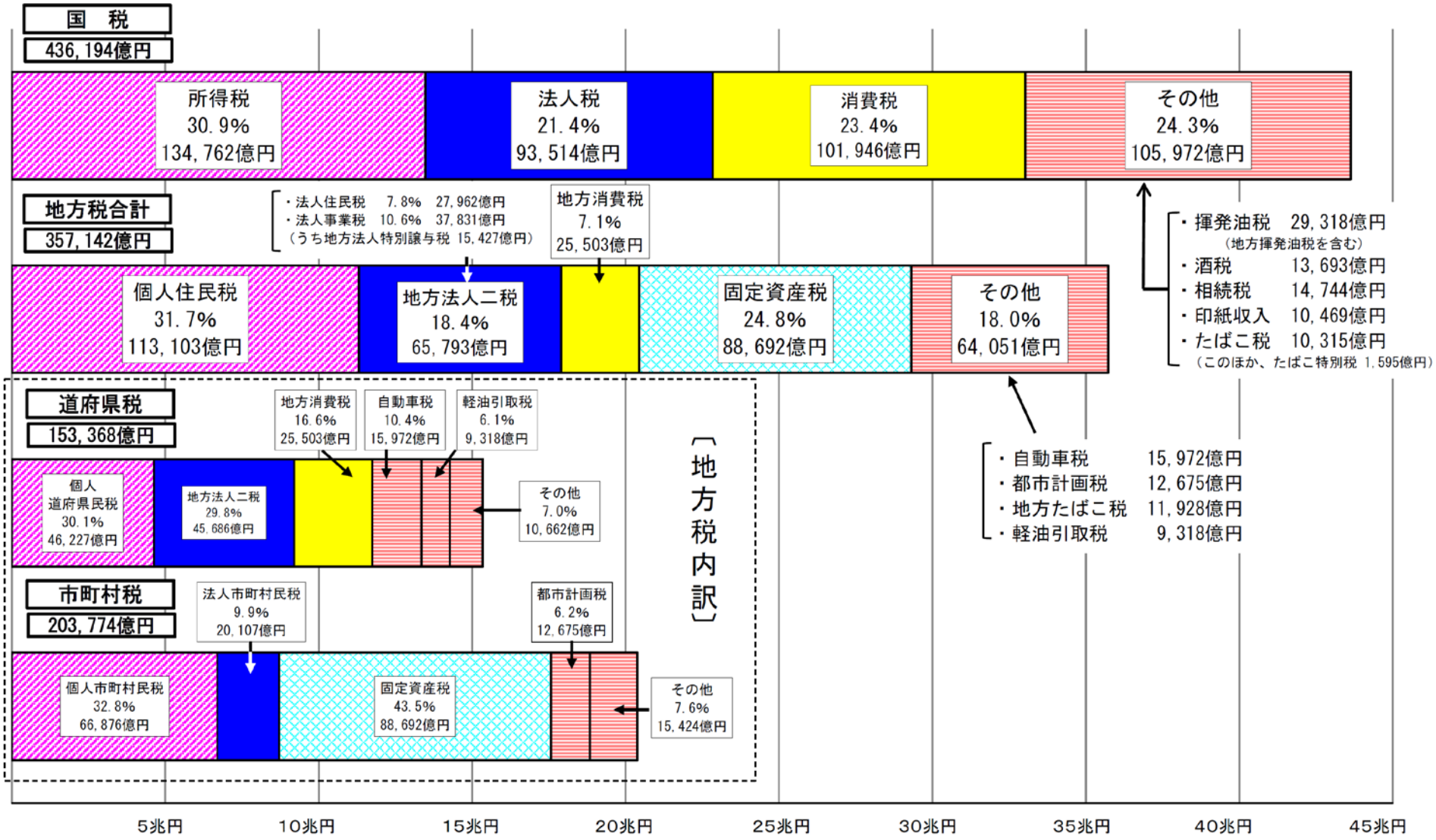

（注）1　各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
2　国税は特別会計分を含み、地方税、道府県税及び市町村税は超過課税分及び法定外税を含む。
3　国税は地方法人特別税を除いた額、地方税は地方法人特別譲与税を加えた額である。
4　計数はそれぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

人口一人当たりの税収額の指数（平成23年度決算額）

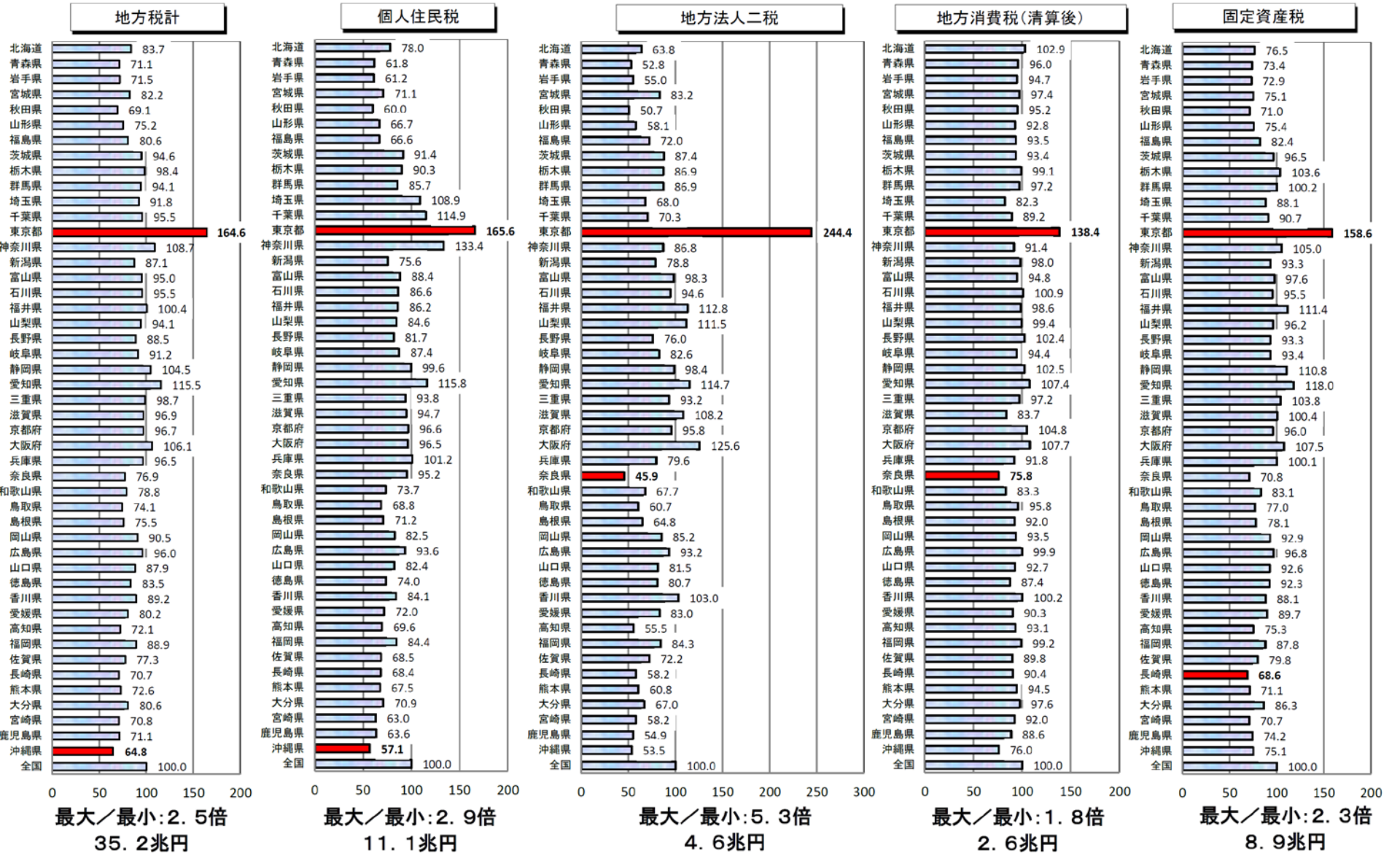

※「最大／最小」は、各都道府県ごとの人口一人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。

（注1） 地方税収計の税収額は、地方法人特別譲与税の額を含み、超過課税及び法定外税等を除いたものである。

（注2） 個人住民税の税収額は、個人道府県民税（均等割及び所得割）及び個人市町村民税(均等割及び所得割）の合計額であり、超過課税分を除く。

（注3） 地方法人二税の税収額は、法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税（地方法人特別譲与税を含まない。）の合計額であり、超過課税分を除く。

（注4） 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除く。

（注5） 人口は、平成24年3月31日現在の住民基本台帳人口による。

地方税収の偏在度（平成23年度決算額）

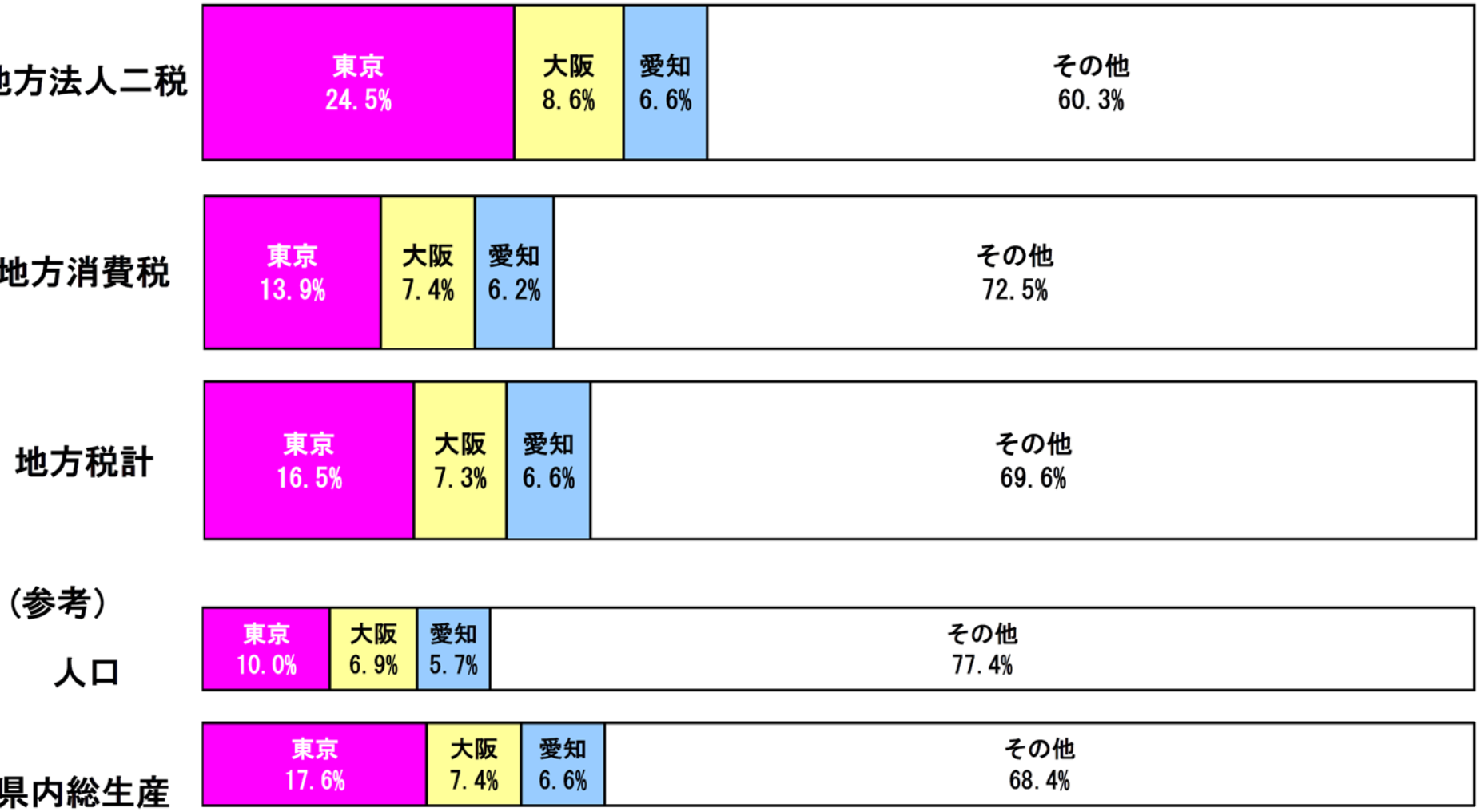

（注）１．値は平成23年度決算額の全国計におけるシェアであり、地方消費税清算後ベースである。
２．地方法人二税は、法人住民税及び法人事業税の合計から超過課税分を除いた額によるものである。
３．地方税計は、地方法人特別譲与税を含み、超過課税及び法定外税等を除いた額によるものである。
４．人口は住民基本台帳人口（平成24年3月31日時点）の全国計におけるシェアである。
５．県内総生産は平成21年度の額であり、人口は住民基本台帳人口（平成22年3月31日時点）によるものである。

歳入総額に占める地方税の割合の団体別の状況
(平成23年度決算額)

(単位：団体、%)

割　合 (%)	都道府県		市町村	
	団体数	構成比	団体数	構成比
0～10未満	2	4.3	266	15.5
10～20未満	19	40.4	476	27.7
20～30未満	17	36.2	342	19.9
30～40未満	5	10.6	299	17.4
40～50未満	2	4.3	207	12.0
50～60未満	1	2.1	106	6.2
60～70未満	1	2.1	19	1.1
70～80未満	0	0.0	5	0.3
80～90未満	0	0.0	0	0.0
計	47	100.0	1,720	100.0

(注) 1．市町村には特別区を含み、特別区を１団体として算出した。
2．都道府県歳入総額に占める地方税の割合（全国計）は、30.2%である。
3．市町村歳入総額に占める地方税の割合（全国計）は、33.7%である。
4．それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しないことがある。

都道府県

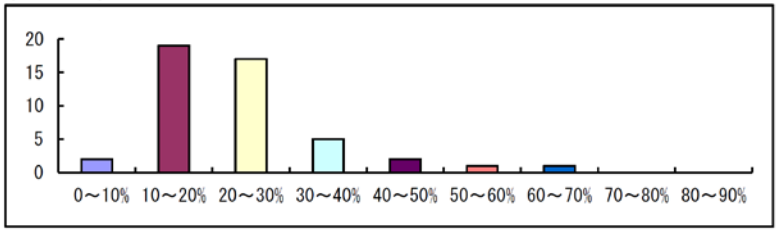

市 町 村

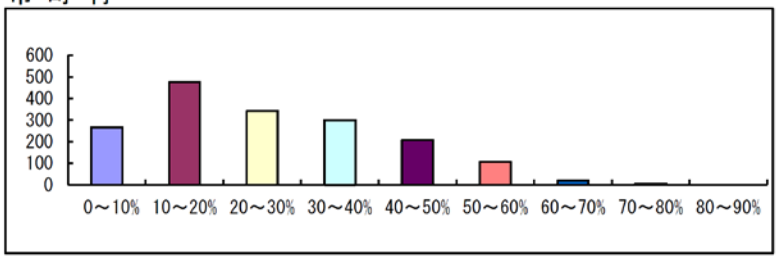

地方財政制度
地方財政計画

地方財政とは

- 財政；政府の活動のための必要な財力の取得とその管理処分
- マスグレイブ財政の３機能

  ①資源配分（公共財の供給、インフラなど）

  ②所得再分配（社会保障制度など）

  ③経済安定化（景気対策など）
- 国の場合；法律などによって行政サービスの提供水準を定め、そのサービスを提供するにふさわしい財源で負担する。政府の提供するサービスと負担を同時に決定する仕組みが国家財政。
- 地方の場合；我が国では、国の制度の下で、一定の行政事務を担っている形。こうした地方の行政任務を遂行するにふさわしい財源を確保する枠組みが、地方財政。
- 地方財政には、地方総体としての財源の確保というマクロの観点と、地方公共団体間に配分するミクロの観点がある。

地方財政の役割

- 地方公共団体は、その自然的・歴史的条件、産業構造、人口規模等がそれぞれ異なっており、これに即応してさまざまな行政活動を行っている。
- 地方財政は、このような地方公共団体の行政活動を支えている個々の地方公共団体の財政の集合であり、国の財政と密接な関係を保ちながら、国民経済及び国民生活上大きな役割を担っている。
- 政府支出に占める地方財政のウェートは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで約3／5となっている。

○　国と地方の役割分担（平成24年度決算）
＜歳出決算・最終支出ベース＞

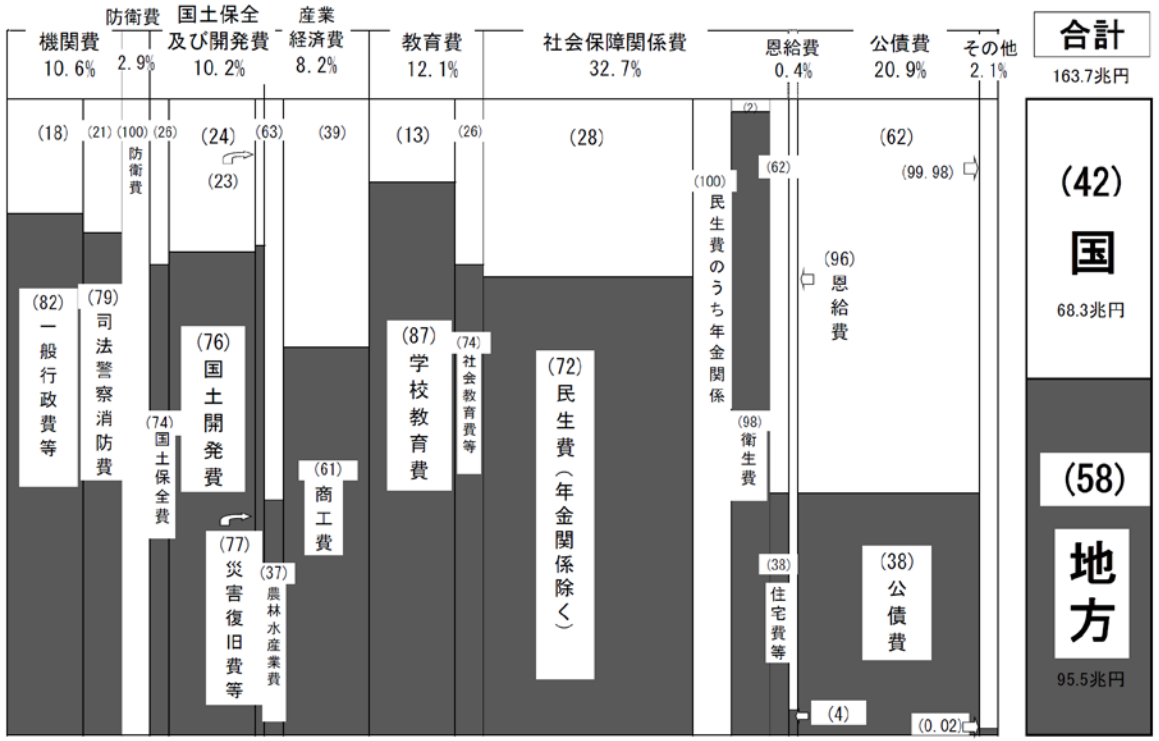

（注）（　　）内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合
計数は精査中であり、異動する場合がある。

地方財政の範囲

- 地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分経理
- 主に一般行政部門の会計に係る普通会計と、水道、電気、病院等の企業活動に係る公営事業会計とがある。

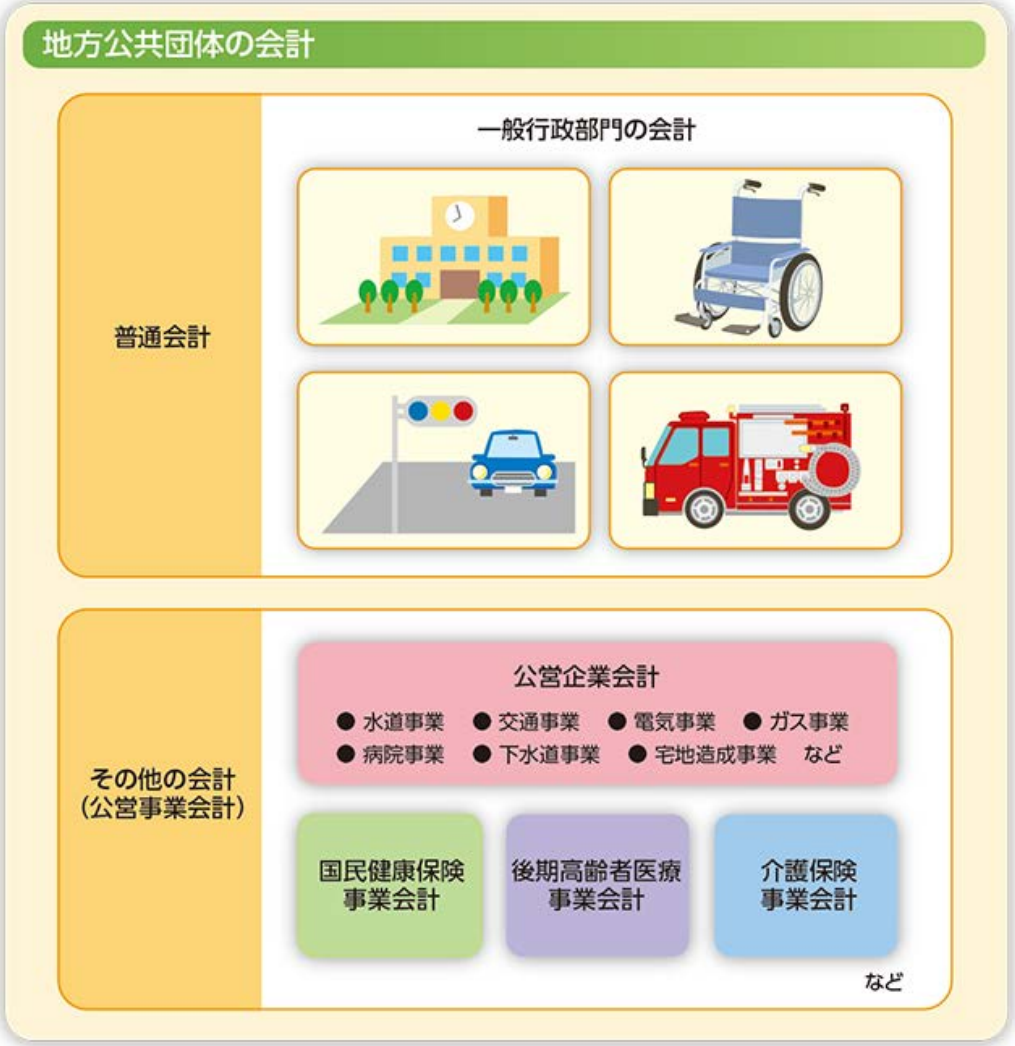

地方財政の規模

- 地方財政の規模を国内総生産（支出側）に占める割合でみると、地方政府が11.6%を占めており、中央政府の2.5倍となっている。

一般政府支出（社会保障基金を除く）の対GDPの国際比較（2012）

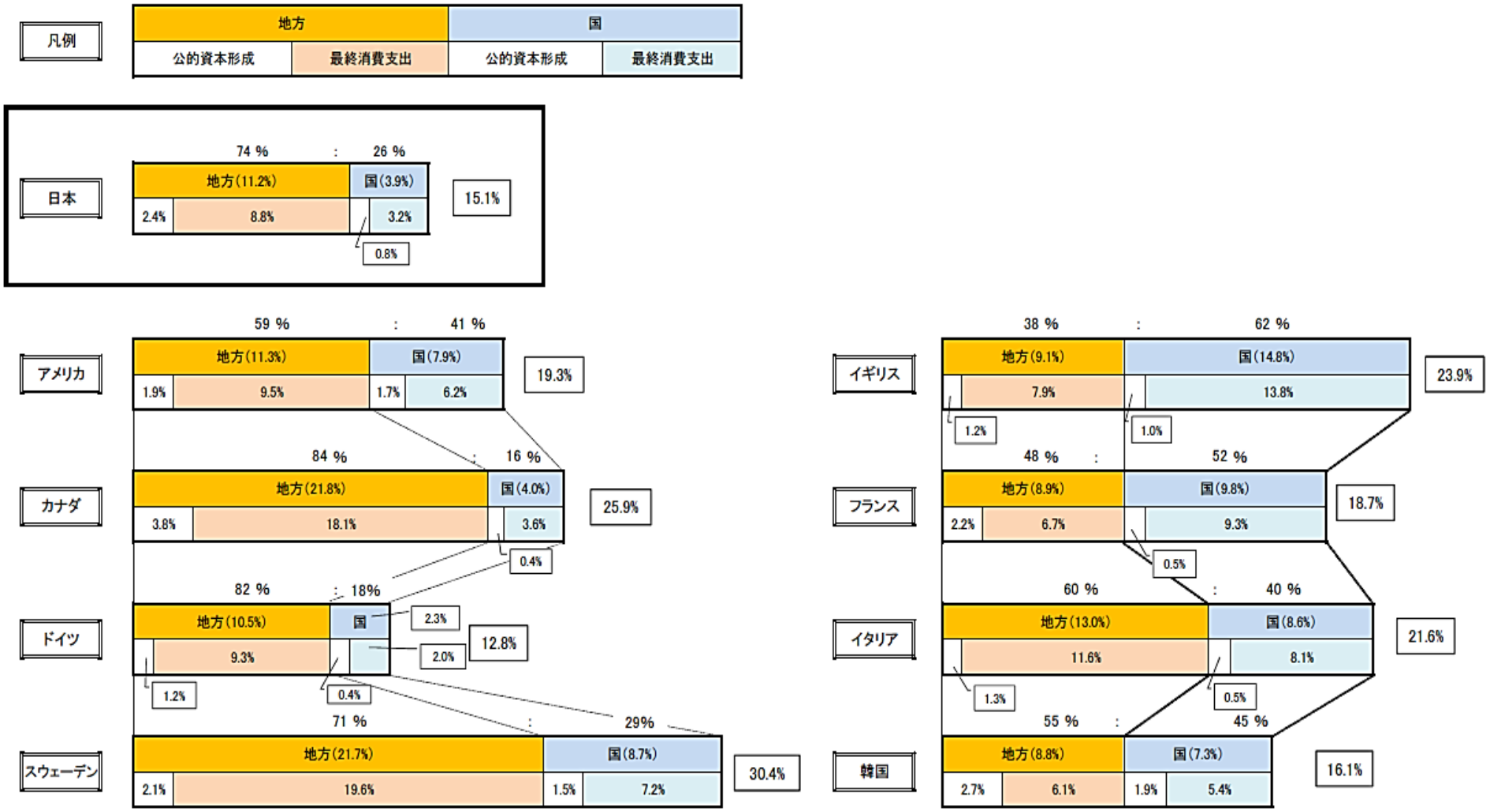

注　1）国民経済計算確報及びOECDデータに基づき作成。
　　2）カナダは2010年のデータ。

地方財政計画（通常収支分）の歳出の分析

- 地方財政計画は、毎年度国の予算編成を受けて作成の上、国会に提出しているもの。
- 国庫補助関連事業（約30.6兆円）、国が法令等で基準を設定しているもの（警察官や高校教員数など）、国が法令でその実施を義務付けているもの（戸籍、保健所、ごみ処理など）が、地方一般歳出の大部分を占めている。

地方財政計画（平成26年度）【 83兆3，607億円】

（単位 ：億円）

給与関係経費 203,414	補助 57,000	国費	15,598	小中学校教職員等
		地方費	41,402	
	地方単独 146,414		49,940	地方警察官 20,792 消防職員 12,198 高校教職員 16,950
		その他	96,474	戸籍等窓口、福祉事務所、保健所、ごみ処理　等
一般行政経費 332,194	補助 173,976	国費	77,750	生活保護、介護保険（老人ホーム、ホームヘルパー等）、後期高齢者医療、障害者自立支援 など
		地方費	96,226	
	地方単独 139,536	国の事業団等への出資金等	2,341	警察・消防の運営費、ごみ処理、道路・河川・公園等の維持管理費、農業・商工業等貸付金、保健所、義務教育諸学校運営費、私学助成、戸籍・住民基本台帳　など
		その他	137,195	
	国保・後期高齢者 15,182	地方費		都道府県財政調整交付金、保険基盤安定制度（保険料軽減分）、国保財政安定化支援事業
	地域の元気創造事業費 3,500	地方費		
地域経済基盤強化・雇用等対策費	11,950	地方費		
投資的経費 110,035	直轄・補助（公共事業等） 57,756	直轄事業負担金	5,820	
		国費	26,631	
		地方費	25,305	
	地方単独 52,279	その他		清掃、農林水産業、道路橋りょう、河川海岸、都市計画、公立高校　など （注） その他には、小・中学校、ごみ処理施設、社会福祉施設、道路等の事業で、いわゆる国庫補助事業の継ぎ足し単独や補助事業を補完する事業等、国庫補助と密接に関係する事業も含まれる。
公債費 130,745		地方費		
公営企業繰出金 25,612		企業債の元利償還に係るもの	16,132	上下水道、病院（高度医療等）等
		上記以外	9,480	
その他 19,657				

地方財政計画の役割

〇地方財政計画とは；内閣が作成する、翌年度の地方公共団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類のこと。（地方交付税法　第7条）

〇地方財政計画の役割

① 国家財政・国民経済等との整合性の確保

→ 国の毎年度の予算編成を受けて、予算に盛られた施策を具体化するとともに、地方財政との調整を図る。

② 地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方財源を保障

③ 地方団体の毎年度の財政運営の指針

したがって、次に掲げるような経費は地方財政計画には計上していない。

〇歳入　・超過課税、法定外普通税、法定外目的税

〇歳出　・国家公務員の給与水準を超えて支給される給与

（参考）　地方交付税法（昭和25年法律第211号）
（歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務）
第7条　内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。
1 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
　イ　各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
　ロ　使用料及び手数料
　ハ　起債額
　ニ　国庫支出金
　ホ　雑収入
2 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
　イ　歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
　ロ　国庫支出金に基づく経費の総額

平成２６年度地方財政計画のポイント

１　通常収支分

（1）主な歳入歳出の概要

（単位：兆円、％）

区　分		26年度 A	25年度 B	増減額 C＝A－B	増減率 C/B
歳入	地方税・地方譲与税等	37.9	36.5	1.4	3.8
	地方交付税	16.9	17.1	▲0.2	▲1.0
	国庫支出金	12.4	11.9	0.6	5.1
	地方債	10.6	11.2	▲0.6	▲5.3
	臨時財政対策債	5.6	6.2	▲0.6	▲9.9
	臨時財政対策債以外	5.0	4.9	0.0	0.5
	その他	5.6	5.4	0.2	4.1
	計	83.4	81.9	1.4	1.8
	一般財源総額	60.4	59.8	0.6	1.0
	（水準超経費除き）「一般財源」	59.4	59.0	0.4	0.7

※表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

区　分		26年度 A	25年度 B	増減額 C＝A－B	増減率 C/B
歳出	給与関係経費	20.3	19.7	0.6	3.0
	退職手当以外	18.5	17.8	0.7	3.9
	退職手当	1.9	2.0	▲0.1	▲5.0
	一般行政経費	33.2	31.8	1.4	4.4
	うち　地域の元気創造事業費	0.35	―	0.35	皆増
	地域経済基盤強化・雇用等対策費	1.2	1.5	▲0.3	▲20.1
	公債費	13.1	13.1	▲0.0	▲0.3
	投資的経費	11.0	10.7	0.3	3.1
	うち　緊急防災・減災事業費	0.5	―	0.5	皆増
	給与の臨時特例対応分	―	0.8	▲0.8	皆減
	緊急防災・減災事業費	―	0.45	▲0.45	皆減
	地域の元気づくり事業費	―	0.3	▲0.3	皆減
	その他	4.5	4.3	0.2	4.9
	計	83.4	81.9	1.4	1.8

平成２６年度地方財政計画歳入歳出一覧（通常収支分）

（単位：億円、％）

区分		平成26年度(A)	平成25年度(B)	増減額(A)−(B)(C)	増減率(C)/(B)
歳入	地方税	350,127	340,175	9,952	2.9
	地方譲与税	27,564	23,470	4,094	17.4
	地方特例交付金	1,192	1,255	△ 63	△ 5.0
	地方交付税	168,855	170,624	△ 1,769	△ 1.0
	国庫支出金	124,491	118,503	5,988	5.1
	地方債	105,570	111,517	△ 5,947	△ 5.3
	うち臨時財政対策債	55,952	62,132	△ 6,180	△ 9.9
	うち財源対策債	7,800	8,000	△ 200	△ 2.5
	使用料及び手数料	15,862	13,888	1,974	14.2
	雑収入	40,059	39,852	207	0.5
	全国防災事業一般財源充当分	△ 113	△ 130	17	△ 13.1
	計	833,607	819,154	14,453	1.8
	一般財源	603,577	597,526	6,051	1.0
	（水準超経費を除く）	594,277	590,026	4,251	0.7

区分		平成26年度(A)	平成25年度(B)	増減額(A)−(B)(C)	増減率(C)/(B)
歳出	給与関係経費	203,414	197,479	5,935	3.0
	退職手当以外	184,803	177,892	6,911	3.9
	退職手当	18,611	19,587	△ 976	△ 5.0
	一般行政経費	332,194	318,257	13,937	4.4
	補助	173,976	163,919	10,057	6.1
	単独	139,536	139,993	△ 457	△ 0.3
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	15,182	14,345	837	5.8
	地域の元気創造事業費	3,500	−	3,500	皆増
	地域経済基盤強化・雇用等対策費	11,950	14,950	△ 3,000	△ 20.1
	公債費	130,745	131,078	△ 333	△ 0.3
	維持補修費	10,357	9,889	468	4.7
	投資的経費	110,035	106,698	3,337	3.1
	直轄・補助	57,756	56,668	1,088	1.9
	単独	52,279	50,030	2,249	4.5
	うち緊急防災・減災事業費	5,000	−	5,000	皆増
	給与の臨時特例対応分	−	7,550	△ 7,550	皆減
	緊急防災・減災事業費	−	4,550	△ 4,550	皆減
	地域の元気づくり事業費	−	3,000	△ 3,000	皆減
	公営企業繰出金	25,612	25,753	△ 141	△ 0.5
	企業債償還費普通会計負担分	16,132	16,376	△ 244	△ 1.5
	その他	9,480	9,377	103	1.1
	不交付団体水準超経費	9,300	7,500	1,800	24.0
	計	833,607	819,154	14,453	1.8
	（水準超経費除く）	824,307	811,654	12,653	1.6
	地方一般歳出	677,430	664,200	13,230	2.0

平成２６年度地方財政計画歳入歳出一覧（東日本大震災分）

（1）復旧・復興事業

（単位：億円、％）

区分		平成26年度（A）	平成25年度（B）	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳入	震災復興特別交付税	5,723	6,198	△ 475	△ 7.7
	国庫支出金	13,353	16,895	△ 3,542	△ 21.0
	地方債	455	233	222	95.3
	雑収入	86	21	65	309.5
	計	19,617	23,347	△ 3,730	△ 16.0
歳出	給与関係経費	117	121	△ 4	△ 3.3
	一般行政経費	5,350	6,829	△ 1,479	△ 21.7
	補助	3,779	5,283	△ 1,504	△ 28.5
	単独	1,571	1,546	25	1.6
	公債費	85	18	67	372.2
	投資的経費	13,905	16,255	△ 2,350	△ 14.5
	直轄・補助	13,525	15,745	△ 2,220	△ 14.1
	単独	380	510	△ 130	△ 25.5
	公営企業繰出金	160	124	36	29.0
	計	19,617	23,347	△ 3,730	△ 16.0

（2）全国防災事業

（単位：億円、％）

区分		平成26年度（A）	平成25年度（B）	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳入	地方税	679	123	556	452.0
	一般財源充当分	113	130	△ 17	△ 13.1
	国庫支出金	736	800	△ 64	△ 8.0
	地方債	983	973	10	1.0
	雑収入	10	5	5	100.0
	計	2,521	2,031	490	24.1
歳出	公債費	802	258	544	210.9
	投資的経費	1,719	1,773	△ 54	△ 3.0
	直轄・補助	1,719	1,773	△ 54	△ 3.0
	計	2,521	2,031	490	24.1

（参考）通常収支分と東日本大震災分の合計分

（単位：億円、％）

区分		平成26年度（A）	平成25年度（B）	増減額（A)−(B)（C）	増減率（C)/(B)
歳入	地方税	350,806	340,298	10,508	3.1
	地方譲与税	27,564	23,470	4,094	17.4
	地方特例交付金	1,192	1,255	△ 63	△ 5.0
	地方交付税	174,578	176,822	△ 2,244	△ 1.3
	震災復興特別交付税以外	168,855	170,624	△ 1,769	△ 1.0
	震災復興特別交付税	5,723	6,198	△ 475	△ 7.7
	国庫支出金	138,580	136,198	2,382	1.7
	地方債	107,008	112,723	△ 5,715	△ 5.1
	うち臨時財政対策債	55,952	62,132	△ 6,180	△ 9.9
	うち財源対策債	7,800	8,000	△ 200	△ 2.5
	使用料及び手数料	15,862	13,888	1,974	14.2
	雑収入	40,155	39,878	277	0.7
	計	855,745	844,532	11,213	1.3
	一般財源	610,092	603,977	6,115	1.0

区分		平成26年度（A）	平成25年度（B）	増減額（A)−(B)（C）	増減率（C)/(B)
歳出	給与関係経費	203,531	197,600	5,931	3.0
	退職手当以外	184,920	178,013	6,907	3.9
	退職手当	18,611	19,587	△ 976	△ 5.0
	一般行政経費	337,544	325,086	12,458	3.8
	補助	177,755	169,202	8,553	5.1
	単独	141,107	141,539	△ 432	△ 0.3
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	15,182	14,345	837	5.8
	地域の元気創造事業費	3,500	―	3,500	皆増
	地域経済基盤強化・雇用等対策費	11,950	14,950	△ 3,000	△ 20.1
	公債費	131,632	131,354	278	0.2
	維持補修費	10,357	9,889	468	4.7
	投資的経費	125,659	124,726	933	0.7
	直轄・補助	73,000	74,186	△ 1,186	△ 1.6
	単独	52,659	50,540	2,119	4.2
	うち緊急防災・減災事業費	5,000	―	5,000	皆増
	給与の臨時特例対応分	―	7,550	△ 7,550	皆減
	緊急防災・減災事業費	―	4,550	△ 4,550	皆減
	地域の元気づくり事業費	―	3,000	△ 3,000	皆減
	公営企業繰出金	25,772	25,877	△ 105	△ 0.4
	企業債償還費普通会計負担分	16,132	16,376	△ 244	△ 1.5
	その他	9,640	9,501	139	1.5
	不交付団体水準超経費	9,300	7,500	1,800	24.0
	計	855,745	844,532	11,213	1.3
	地方一般歳出	698,681	689,302	9,379	1.4

主な地方財政指標積算基礎（通常収支分）

（単位：億円）

区分		平成26年度	平成25年度
歳入合計 ①		833,607	819,154
地方税 ②		350,127	340,175
地方譲与税 ③		27,564	23,470
地方特例交付金 ④		1,192	1,255
地方交付税 ⑤		168,855	170,624
地方債 ⑥		105,570	111,517
	うち臨時財政対策債 ⑦	55,952	62,132
全一般財源充当国防災事業分 ⑧		▲ 113	▲ 130
主な地方財政関係指標	一般財源総額 ②＋③＋④＋⑤＋⑦＋⑧	603,577	597,526
	一般財源比率 $\frac{②＋③＋④＋⑤＋⑧}{①}$	65.7%	65.4%
	地方債依存度 $\frac{⑥}{①}$	12.7%	13.6%

国の予算と地方財政計画

○　地方財政計画の策定過程において、翌年度の地方財政の収支が見込まれ、交付税法第６条に規定された交付税総額で収支が均衡するかが検証される。
○　収支不足が見込まれる場合、それに対処するための方策（地方財政対策）が講じられる。

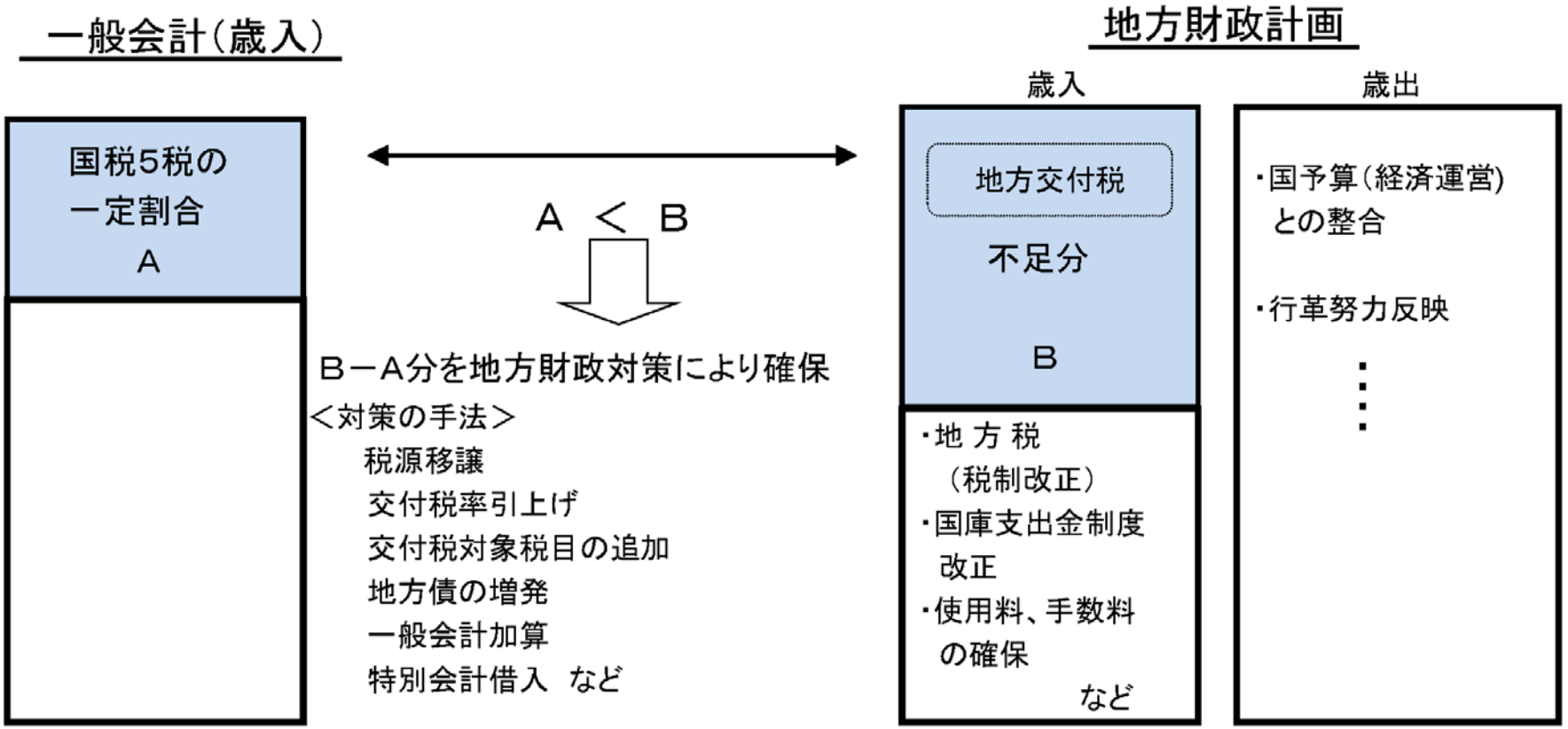

地方交付税法において、地方財政全体として標準的な行政水準の提供のために必要な財源が確保される仕組み→「マクロ面での財源保障」

国の予算と地方財政計画（通常収支分）との関係（平成２６年度当初）

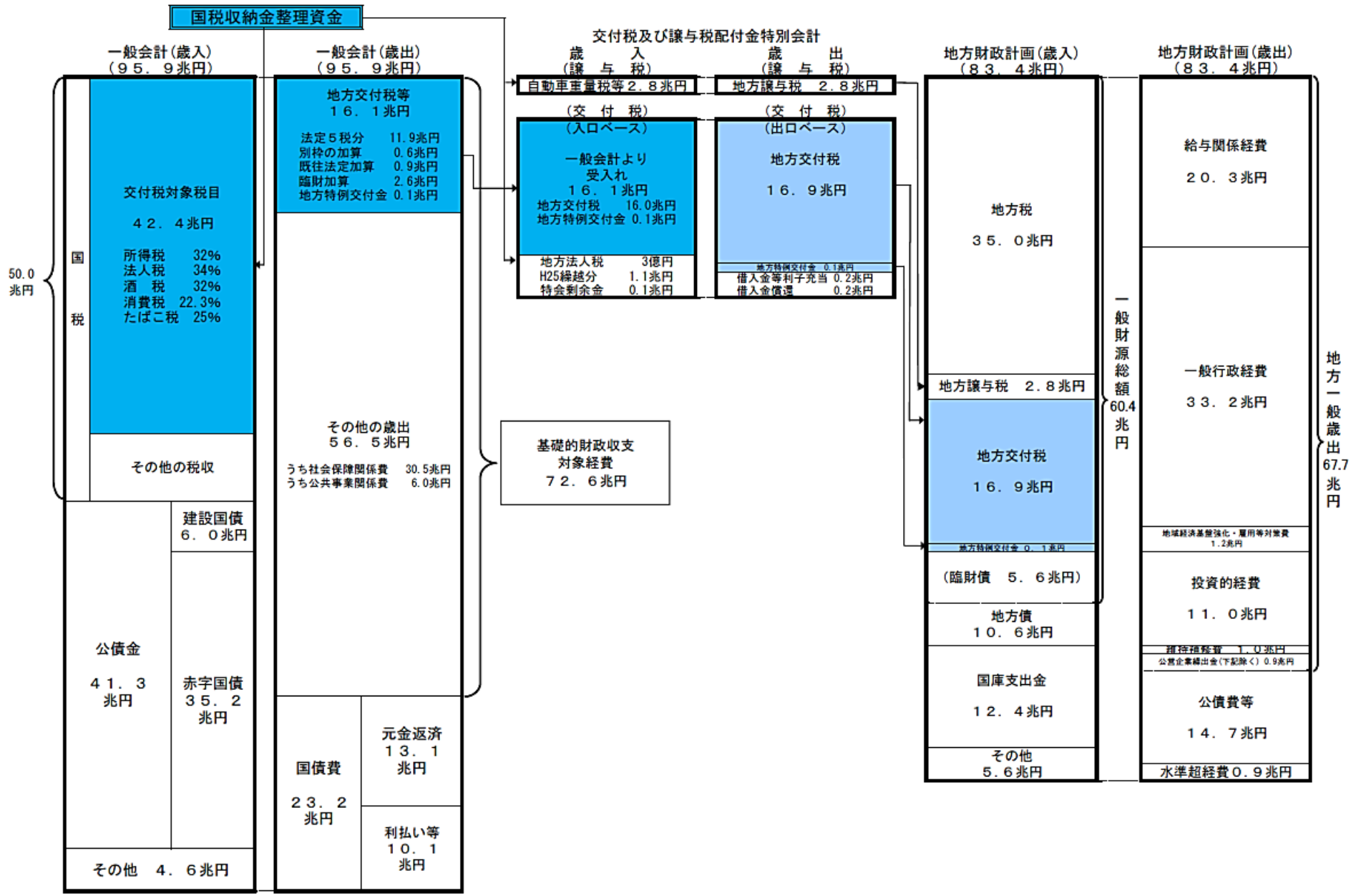

地方交付税

地方交付税制度の概要

（1）地方交付税制度の目的

地方団体の自主性を損なわずにその財源の均衡化を図り、交付基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することにより、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化すること（地方交付税法第１条）

- 財源の均衡化（財源調整機能）
- 財源の保障（財源保障機能）：マクロ、ミクロ両面

（2）運営の基本

- 財源不足団体に対し衡平に交付
- 交付にあたって、条件を付したり、使途を制限してはならない
- 地方団体は、行政について、法令等により義務づけられた規模と内容を備えるようにしなければならない

（3）地方交付税の性格

- 地方団体共有の固有財源
- 地方の一般財源
- 国と地方の税源配分を補完

地方交付税制度の概要（つづき）

（4）地方交付税の総額（①～③の合算額）

①法定5税分：所得税・酒税の32%、法人税の34%、消費税の22．3%、たばこ税の25%

②地方法人税　全額

③特例加算分等：各年度の地方財政対策による一般会計からの加算等

（5）地方交付税の種類

・普通交付税（94%）

・特別交付税（6%）

（6）普通交付税の額の決定（後述）

（7）特別交付税の額の決定　（後述）

（8）交付時期

①普通交付税：4，6，9，11月の年4回

②特別交付税：12月、3月の2回

普通交付税の算定方法

普通交付税は、標準的な財政需要（基準財政需要額）が標準的な財政収入（基準財政収入額）を超える団体に対して交付。

○ 基準財政需要額＝各項目における単価（単位費用） × 測定単位 × 補正係数

測定単位だけでは測れない行政需要の多寡を反映するもの

その行政項目の経費に大きな影響を与える客観的数値

○ 基準財政収入額＝標準的な地方税収入見込額 × 75%（譲与税については100%）

○ 算定例

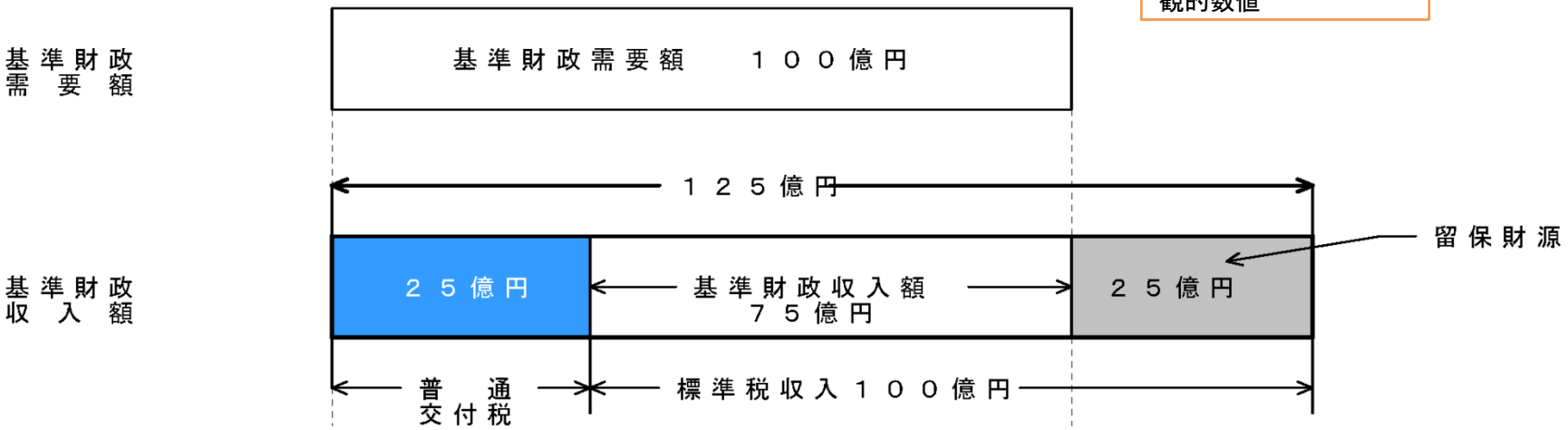

各項目における算定方法

各項目における単価（単位費用）に人口等（測定単位）を乗じることを基本。

【小学校費（都道府県分）の例】

小学校費＝ 教職員１人当単価（単位費用） × 教職員数（測定単位） × 補正係数

- 教職員１人当単価（単位費用）→ 給料＋各種手当等
- 教職員数（測定単位）→ 法令に基づく教職員定数
- 補正係数 → 地域手当＋寒冷地手当等

【消防費（市町村分）の例】

消 防 費 ＝ 人口１人当単価（単位費用） × 人口（測定単位） × 補正係数

- 人口１人当単価（単位費用）→ 常備消防＋非常備消防（消防団）
- 人口（測定単位）→ 国勢調査人口
- 補正係数 → 人口規模によるコスト差

消防費（市町村分）の単位費用

標準団体の行政規模

項目		平成22年度
常備消防	消防本部	1本部
	消防署	1署
	出張所	2所
	消防吏員	126人
	一般職員	2人
非常備消防	分団数	14分団
	団員数	563人
人口		10万人

⇔

標準団体経費

歳出（給与費、設備関係経費等）	1，150百万円 （A）
うち国庫補助対応分	10百万円
歳入（国庫補助金、手数料）	10百万円 （B）
差引（一般財源所要額）	
（A）－（B）	1，140百万円

$$\text{単位費用} = \frac{\text{標準団体一般財源所要額}}{\text{標準団体人口}} = \frac{\text{1，140百万円}}{\text{10万人}} = \text{11，400円}$$

消防費（市町村分）の算定

A　市の算定例

消防費 ＝人口1人当単価（単位費用）× 国調人口（測定単位）×（補正係数）

7億円 ＝ 11，400円 × 55，754人 ×（1．103 × 1．000 × 1．000 ＋ 0．000 ＋ 0．001）

- 11，400円：単位費用（全国一律で法定）
- 55，754人：N市の人口
- 1．103：段階補正（人口規模による行政コストの反映）
- 1．000：密度補正（人口密度の反映）
- 1．000：態容補正（都市化の度合いによる出動回数等の反映）
- 0．000：密度補正（ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ区域に係る増加経費の反映）
- 0．001：事業費補正（施設整備事業債の償還を反映）

図書館関係（市町村分）の単位費用の算定例

○ 「その他の教育費」「2. 社会教育費」「（2）社会教育施設費」関係部分抜粋

- 標準団体行政規模

項目	行政規模
人口	100,000人
教育委員	5人（教育長1名含む）
図書館	館数　1館

- 標準団体経費

区分	金額（千円）	積算内容
給与費	50,940	職員数8人
需用費等	21,006	図書、視聴覚資料購入費等　18,750 図書館の耐震化・ユニバーサルデザイン化に関する事業　2,256
計	71,946	

- 単位費用

  標準団体一般財源所要額／人口＝71,946（千円）／100,000＝719円

- 算定例

  単位費用　×　当該団体の人口　×　各種補正係数

標準団体設定の意義（単位費用の前提）

○　地方交付税は財政需要額が財政収入額を超える地方団体に対して、**衡平に**その超過額を補塡することを目途として交付される。
○　基準財政需要額は、単位費用×測定単位×補正係数の算式によって算出されるため、**単位費用は、基準財政需要額の算定要素の中で最も重要**なものである。
○　**すべての地方団体の財政需要を合理的に算定し、衡平に交付税を交付するため**、単位費用の設定には自然的、社会的条件の特異な要因が除かれる必要がある。

標準団体

上記趣旨に則して単位費用を算出するために設定されるもの。
具体的には人口、面積、行政規模が道府県や市町村のなかで平均的なもので、自然的条件、社会的条件などが特異でないもの（積雪地帯や離島ではなく、また人口急増・急減がない都市化も平均的なもの）を想定している（右は標準団体のうち主な項目の例）。

	都道府県	市町村
人口	１，７００，０００人	１００，０００人
面積	６，５００㎢	１６０㎢
道路の延長	３，９００km	５００km
小学校数 うち教員数 うち学級数 うち児童数	４００校 ６，６０６人 － －	１校 － １８学級 ７０５人 （各学年40人学級３クラス（第一学年のみ35人学級）

教職員給与は都道府県が負担し、小学校運営は市町村が実施することを踏まえて、測定単位が設定されている。

単位費用

標準団体における行政経費（一般財源）を行政項目ごとに積算し、標準団体における測定単位で除して得た単価が単位費用となる。

測定単位

地方行政の種類ごとに当該種類の行政に要する経費の多寡を最も的確かつ合理的に反映するものであり、単位費用と同様に法定化されている。

【道府県分】

1　個別算定経費

項目		測定単位
警察費		警察職員数
土木費	道路橋りょう費	道路の面積
		道路の延長
	河川費	河川の延長
	港湾費	係留施設の延長(港湾)
		外郭施設の延長(港湾)
		係留施設の延長(漁港)
		外郭施設の延長(漁港)
	その他の土木費	人口
教育費	小学校費	教職員数
	中学校費	教職員数
	高等学校費	教職員数
		生徒数
	特別支援学校費	教職員数
		学級数
	その他の教育費	人口
		公立大学等学生数
		私立学校等生徒数
厚生労働費	生活保護費	町村部人口
	社会福祉費	人口
	衛生費	人口
	高齢者保健福祉費	65歳以上人口
		75歳以上人口
	労働費	人口
産業経済費	農業行政費	農家数
	林野行政費	公有以外の林野の面積
		公有林野の面積
	水産行政費	水産業者数
	商工行政費	人口
総務費	徴税費	世帯数
	恩給費	恩給受給権者数
	地域振興費	人口
地域経済・雇用対策費		人口

2　包括算定経費

測定単位
人口
面積

【市町村分】

1　個別算定経費

項目		測定単位
消防費		人口
土木費	道路橋りょう費	道路の面積
		道路の延長
	港湾費	係留施設の延長(港湾)
		外郭施設の延長(港湾)
		係留施設の延長(漁港)
		外郭施設の延長(漁港)
	都市計画費	都市計画区域における人口
	公園費	人口
		都市公園の面積
	下水道費	人口
	その他の土木費	人口
教育費	小学校費	児童数
		学級数
		学校数
	中学校費	生徒数
		学級数
		学校数
	高等学校費	教職員数
		生徒数
	その他の教育費	人口
		幼稚園の幼児数
厚生費	生活保護費	市部人口
	社会福祉費	人口
	保健衛生費	人口
	高齢者保健福祉費	65歳以上人口
		75歳以上人口
	清掃費	人口
産業経済費	農業行政費	農家数
	林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数
	商工行政費	人口
総務費	徴税費	世帯数
	戸籍住民基本台帳費	戸籍数
		世帯数
	地域振興費	人口
		面積
地域経済・雇用対策費		人口

2　包括算定経費

測定単位
人口
面積

基準財政収入額

- 各地方団体の財政力を合理的に測定するために、交付税法に基づき算定した額

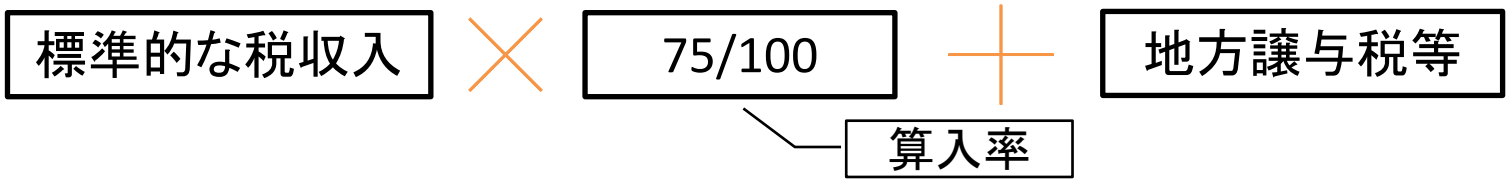

- 地方税（これに相当するものを含む。）には、標準税率に算入率を乗じて算定

  → 超過税率又は軽減税率を採用していても、標準税率を用いる

- 算入率は、地方団体の自主性、独立性を保障し、自主財源である地方税の税源かん養に対する意欲を失わせないようにするため

基準財政収入額の算定

○　基準財政収入額は、各団体の当該年度の予算額ではなく、前年度収入額実績を基礎として算定される。

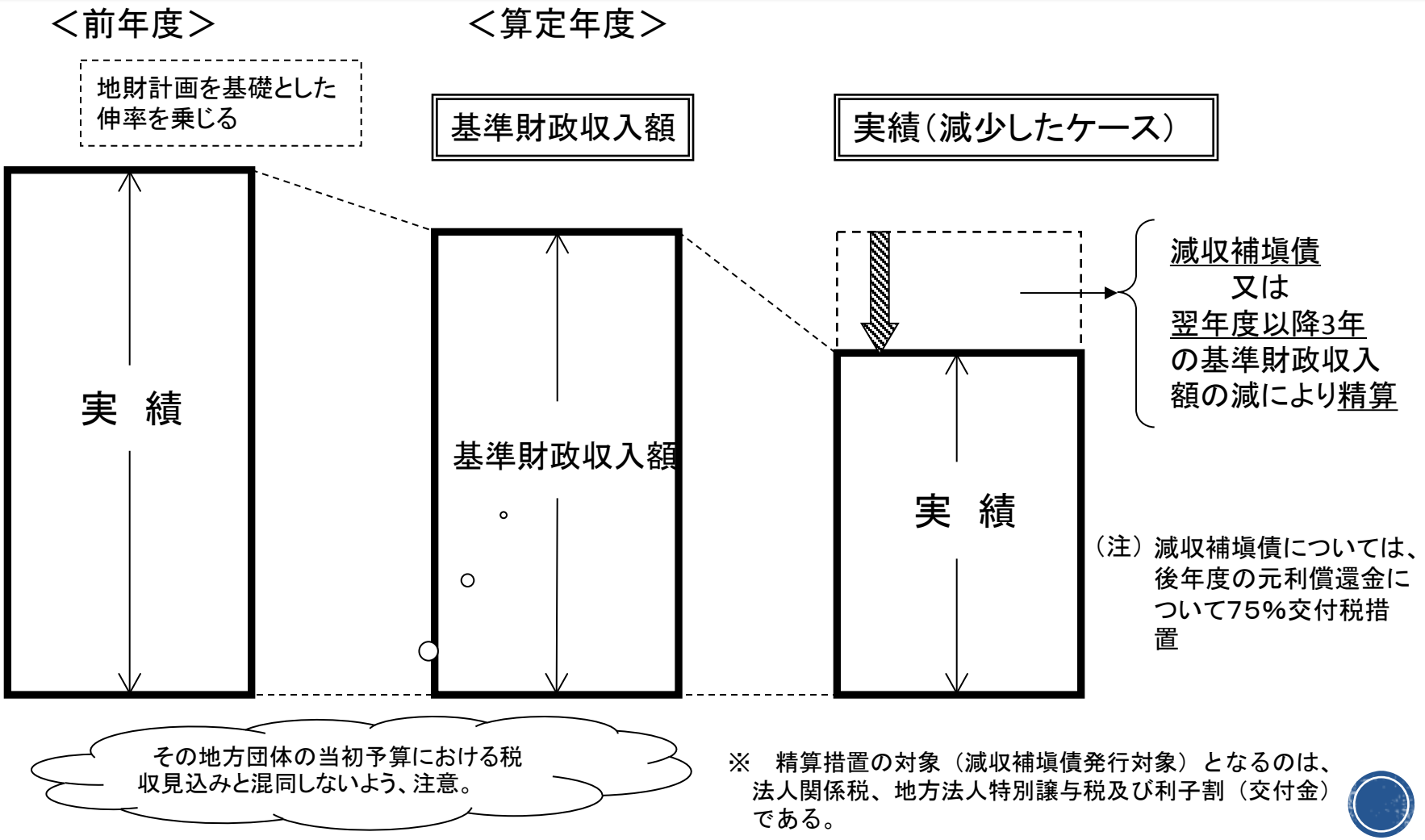

※　精算措置の対象（減収補塡債発行対象）となるのは、法人関係税、地方法人特別譲与税及び利子割（交付金）である。

特別交付税

- 客観性を特に重視する普通交付税の算定上必然的に生ずる画一性と時期的な理由によって、普通交付税の算定に反映することのできなかった具体的な事情を考慮して交付されるもの
- 普通交付税の算定期日以降に生じた災害等のために要した費用など
- １２月中に総額の1/3以内を、翌３月中に残額を決定、交付

- 主な算定項目　平成25年度　総額10,237億円

  ①除排雪　426億円

  ②台風・豪雨災害等　223億円

  ③消防・救急　201億円

  ④地域医療の確保（公立病院等）　1,054億円

  ⑤地域交通の確保（地方バス、離島航路等）　538億円

  ⑥公営企業の経営基盤強化（上下水道等）　421億円

地方交付税による財源保障・財源調整の状況 （H24決）

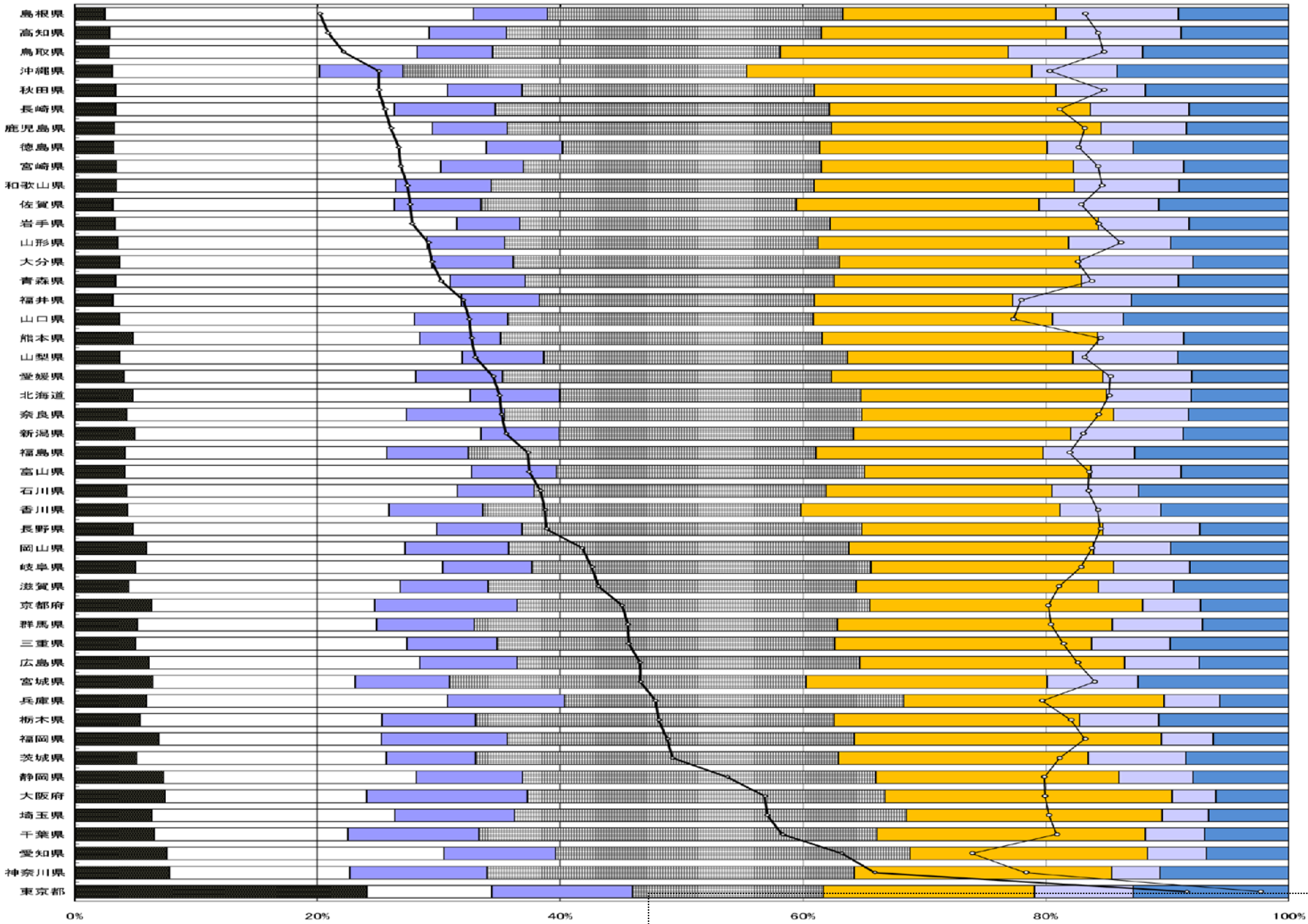

国庫支出金

定義、種類

- 一定の目的と条件のもとに地方団体における特定の支出に充てるため、国庫から地方団体に対し支出される財政資金

- 国庫負担金

  国家的な利害に関係のある経費につきその全部または一部を国が義務的に負担するために交付される国庫支出金

  ・一般行政費国庫負担金（義務教育費、生活保護費など）

  ・建設事業費国庫負担金（道路、河川等）

  ・災害復旧費等国庫負担金（災害救助費、土木施設の災害復旧事業費など）

- 国庫補助金

  国が行政上の必要から地方団体に対して任意に交付する国庫支出金

  ・奨励的補助金（国が国家的な見地から一定の施策を推進・奨励するため）

  ・財政援助的補助金（地方団体の特定の経費の軽減を図るため）

- 国庫委託金

  もっぱら国の利害に関係のある経費に充てるため国から交付される国庫支出金。国が全額負担

  国会議員選挙執行委託費、統計調査事務地方公共団体委託費など

国庫支出金の状況（平成24年度決算）

単位：百万円

区分	平成24年度 都道府県		平成24年度 市町村		平成24年度 純計額		平成23年度 純計額		比較 増減額	比較 増減率	比較 前年度増減率
義務教育費負担金	1,529,962	23.1	－	－	1,529,962	9.9	1,539,820	9.6	△ 9,858	△ 0.6	△ 1.3
生活保護費負担金	142,847	2.2	2,620,957	29.4	2,763,804	17.8	2,720,445	17.0	43,359	1.6	11.0
児童保護費等負担金	132,624	2.0	452,660	5.1	585,284	3.8	612,588	3.8	△ 27,304	△ 4.5	2.4
障害者自立支援給付費等負担金	69,748	1.1	855,670	9.6	925,417	6.0	785,313	4.9	140,104	17.8	10.8
私立高等学校等経常費助成費補助金	109,423	1.7	－	－	109,423	0.7	113,493	0.7	△ 4,070	△ 3.6	9.4
子どものための金銭の給付交付金	－	－	1,476,088	16.6	1,476,088	9.5	1,774,739	11.1	△ 298,651	△ 16.8	9.4
公立高等学校授業料不徴収交付金	221,538	3.3	14,063	0.2	235,600	1.5	235,969	1.5	△ 369	△ 0.2	△ 1.6
高等学校等就学支援金交付金	134,602	2.0	－	－	134,602	0.9	155,203	1.0	△ 20,601	△ 13.3	11.8
普通建設事業費支出金	773,668	11.7	521,634	5.9	1,295,302	8.3	1,649,504	10.3	△ 354,202	△ 21.5	△ 34.0
災害復旧事業費支出金	381,234	5.8	209,562	2.4	590,796	3.8	371,859	2.3	218,937	58.9	351.9
失業対策事業費支出金	－	－	－	－	－	－	157	0.0	△ 157	皆減	△ 86.0
委託金	133,973	2.0	92,752	1.0	226,725	1.5	190,765	1.2	35,960	18.9	△ 37.7
普通建設事業	7,365	0.1	2,392	0.0	9,757	0.1	20,210	0.1	△ 10,453	△ 51.7	△ 9.0
災害復旧事業	15	0.0	735	0.0	750	0.0	482	0.0	268	55.6	1753.8
その他	126,593	1.9	89,625	1.0	216,218	1.4	170,073	1.1	46,145	27.1	△ 40.1
財政補給金	3,960	0.1	5,053	0.1	9,014	0.1	5,731	0.0	3,283	57.3	△ 39.8
国有提供施設等所在市町村助成交付金	33	0.0	33,507	0.4	33,540	0.2	33,540	0.2	－	－	－
交通安全対策特別交付金	39,245	0.6	28,560	0.3	67,805	0.4	68,893	0.4	△ 1,088	△ 1.6	△ 2.5
電源立地地域対策交付金	89,496	1.4	35,378	0.4	124,875	0.8	119,172	0.7	5,703	4.8	△ 2.6
特定防衛施設周辺整備調整交付金	－	－	20,999	0.2	20,999	0.1	20,415	0.1	584	2.9	51.5
石油貯蔵施設立地対策等交付金	5,470	0.1	－	－	5,470	0.0	5,510	0.0	△ 40	△ 0.7	2.6
社会資本整備総合交付金	628,572	9.5	574,441	6.5	1,203,013	7.7	1,371,739	8.6	△ 168,726	△ 12.3	22.4
地域自主戦略交付金	462,703	7.0	44,338	0.5	507,041	3.3	270,087	1.7	236,954	87.7	---
東日本大震災復興交付金	226,869	3.4	1,085,867	12.2	1,312,736	8.5	250,259	1.6	1,062,477	424.6	---
その他	1,536,427	23.0	833,189	9.2	2,369,616	15.2	3,735,195	23.3	△ 1,365,579	△ 36.6	42.7
合計	6,622,394	100.0	8,904,718	100.0	15,527,112	100.0	16,030,396	100.0	△ 503,284	△ 3.1	12.1

（注）「子どものための金銭の給付交付金」には平成23年度は「児童手当及子ども手当交付金」を計上している。

財源構成の例

- 道路

  道路法50条1項　一定の場合について国1/2、都道府県1/2の負担

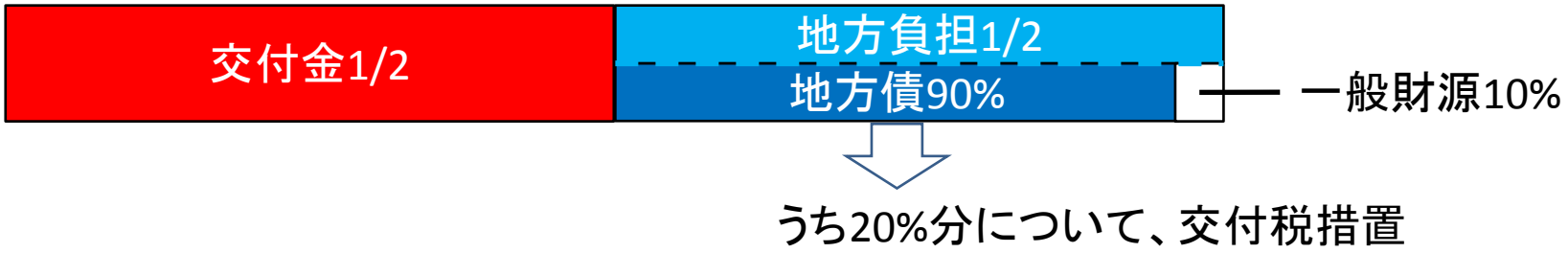

- 義務教育費国庫負担制度

  義務教育費国庫負担法2条　市町村立義務教育諸学校の一定の教職員等の給与等について、都道府県の実支出額の1/3を国が負担

機能と問題点（地方分権推進委員会第2次勧告）

- 国庫補助負担金は、国と地方公共団体が協力して事務を実施するに際し、一定の行政水準の維持や特定の施策の奨励のための政策手段

- 一方で次のような弊害

  ①国庫補助負担金の交付により、国と地方公共団体の責任の所在の不明確化を招きやすい

  ②国庫補助負担金の交付を通じた各省庁の関与が、地方公共団体の地域の知恵や創意を生かした自主的な行財政運営を阻害しがち

  ③国庫補助負担金の細部にわたる補助条件や煩雑な交付手続等が、行政の簡素・効率化や財政資金の効率的な使用を妨げる要因に

三位一体の改革

- 三位一体の改革：①国庫補助負担金の廃止・縮減、②国から地方への税源移譲、③地方交付税の見直し　の3つを同時に一体として行うもの。小泉内閣の財政再建における主要分野の1つとして進められた。
- 背景
  - ✓ 地方分権の推進：真の地方分権を進めるためには、機関委任事務の廃止や権限の移譲だけではなく、地方税財源の充実を図ることが不可欠。
  - ✓ 国・地方を通じた財政健全化の推進
- 改革の経過（次頁）

  平成14年6月の「骨太の方針2002」で方向性が打ち出されたから、平成17年1月の政府与党合意に至るまで紆余曲折。
  - ✓ 経済財政諮問会議での議論が重要な役割を果たし、調整困難な局面で首相の決断・指示が効いた。
  - ✓ 地方団体からの3兆円の補助金改革案の提出を要請し、国地方で協議
- 国庫補助負担金改革における主な議論
  - ✓ 義務教育国庫負担金（義務教育諸学校の教職員の人件費の2分の1を国庫負担する制度）

    地方提案：中学校教職員分の国庫負担の全額削減　⇔　文科省：国庫負担金制度維持

    →最終的には、小中学校を通じて国の負担率2分の1→3分の1に。
  - ✓ 生活保護費（生活保護費の4分の3を国庫負担する制度）

    厚労省：国庫負担率引下げ　⇔　地方団体：支出に地方の裁量の余地なしとして、引下げに反対。

    →負担率引下げは取りやめ。
  - ✓ 建設国債を財源とする施設整備費

    財務省：建設国債を財源とするものは税源移譲の対象外　⇔地方提案：施設整備費こそ一般財源化すべき

    →特別養護老人ホームや公立学校など一部について税源移譲の対象

三位一体の改革

平成14年6月25日 **基本方針2002**
・「国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、それらの望ましい姿とそこに至る具体的な改革工程を含む改革案を、今後一年以内を目途にとりまとめる。」

平成15年6月6日 地方分権改革推進会議「三位一体の改革についての意見」
・国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分の見直し、地方債等について意見

平成15年6月27日 **基本方針2003**
・「国庫補助負担金については、広範な検討を更に進め、概ね4兆円程度を目途に廃止、縮減等の改革を行う。」
・「地方交付税の財源保障機能については、その全般を見直し、「改革と展望」の期間中に縮小していく。他方、必要な行政水準について国民的合意を図りつつ地域間の財政力格差を調整することはなお必要である。」
・「『改革と展望』の期間中に、廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要のあるものについては、税源移譲する。その際、税源移譲は基幹税の充実を基本に行う。税源移譲に当たっては、個別事業の見直し・精査を行い、補助金の性格等を勘案しつつ8割程度を目安として移譲し、義務的な事業については徹底的な効率化を図った上でその所要の全額を移譲する。」

平成15年12月19日 政府・与党合意（16年度分）

平成16年6月4日 **基本方針2004**
・「税源移譲は概ね3兆円規模を目指す」として移譲規模を明示

平成16年6月9日 政府から地方六団体に対して国庫補助負担金の改革の具体案の作成を依頼

平成16年8月24日 地方六団体が「国庫補助負担金等に関する改革案」を総理に提出

平成16年11月26日 政府・与党合意（17年度分、18年度分）
・「国庫補助負担金改革については、平成17年度及び平成18年度予算において、3兆円程度の廃止・縮減等の改革を行う。」等

平成17年7月19日 地方六団体「国庫補助負担金等に関する改革案（２）」

平成17年11月30日 政府・与党合意（全体）

この間、大臣を含む関係省庁間、政府・与党間、国と地方の間で膨大な調整

「三位一体の改革」の成果 （H⑯～H⑱）

国庫補助負担金改革	約　4.7兆円
税　源　移　譲	約　　3兆円
地方交付税改革 （地方交付税及び臨時財政対策債）	約△ 5.1兆円

三位一体の改革に対する評価

【プラス面】

- ３兆円を超える税源移譲が実現したこと
  - これまで国税→地方税への基幹税での税源移譲は行われたことはなかった
  - 負担がより身近な地方税とされることにより、受益との関係が明確に。
- 国の政策決定過程に地方が関与し大きな役割を果たしたこと
  - 国庫補助金改革案を地方団体でまとめて提出した
  - 国と地方の協議の場が設けられた

【マイナス面】

- 国庫補助負担金の削減において、補助率の引下げの方法が多様されたこと
  - 地方提案の補助金改革案の達成率は３８．４％にとどまった
  - 国の関与が温存された形であり、移譲された財源は裏負担に充てられるだけ
  - 事務執行の自由度の拡大と本来はセットで議論されるべき
- 財源保障のトータルバランスは地方にとって厳しいものとなったこと
  - ４．７兆円の国庫補助負担金の削減のうち、税源移譲に結びついていないものについては、交付金化されたもの以外は、地方の財源減少
  - 加えて、５．１兆円の地方交付税等の削減（H16「地財ショック」）

地方債

地方債とは

地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるもの

① 地方公共団体が負担する債務であること
② 資金調達によって負担する債務であること
③ 証書借入又は証券発行の形式を有すること
④ 地方公共団体の課税権を実質的な担保とした債務であること
⑤ 債務の履行が一会計年度を超えて行われるものであること

地方債の機能

① 財政支出と財政収入の年度間調整

公共施設の建設事業、災害復旧事業など単年度に多額の財源を必要とする事業について、地方債の発行により、当該事業の円滑な執行を確保、これに係る財政負担を後年度に平準化

② 住民負担の世代間の公平のための調整

将来世代の住民と現世代の住民との間での負担を分割。このため地方債の償還年限は、それにより建設した公共公用施設の耐用年数を超えられない。

③ 一般財源の補完

その発行年度では、一般財源の不足を補完する機能。一定の機動性と弾力性をもった地方財源の確保方策

④ 国の経済政策との調整

地方債の発行量の増減により地方の建設事業量を調整することで、景気対策等において重要な機能を発揮

対象経費

- 地方財政法第５条ただし書

ア　公営企業に要する経費

イ　出資金及び貸付金

ウ　地方債の借換えに要する経費

エ　災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費

オ　公共施設、公用施設の建設事業費等（注）

（注）普通税のいずれかが標準税率未満である地方公共団体は許可を要する。

- 他の法律による特例措置（例）

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づく辺地対策事業債

過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎対策事業債

地方財政法第３３条の５の２の規定に基づく臨時財政対策債

地方財政法第３３条の５の５の規定に基づく退職手当債

地方債協議制度のしくみ

○　原則として地方債の発行を自由とする協議制度
（平成17年度までは、地方債の発行は原則禁止とされ、許可が必要）

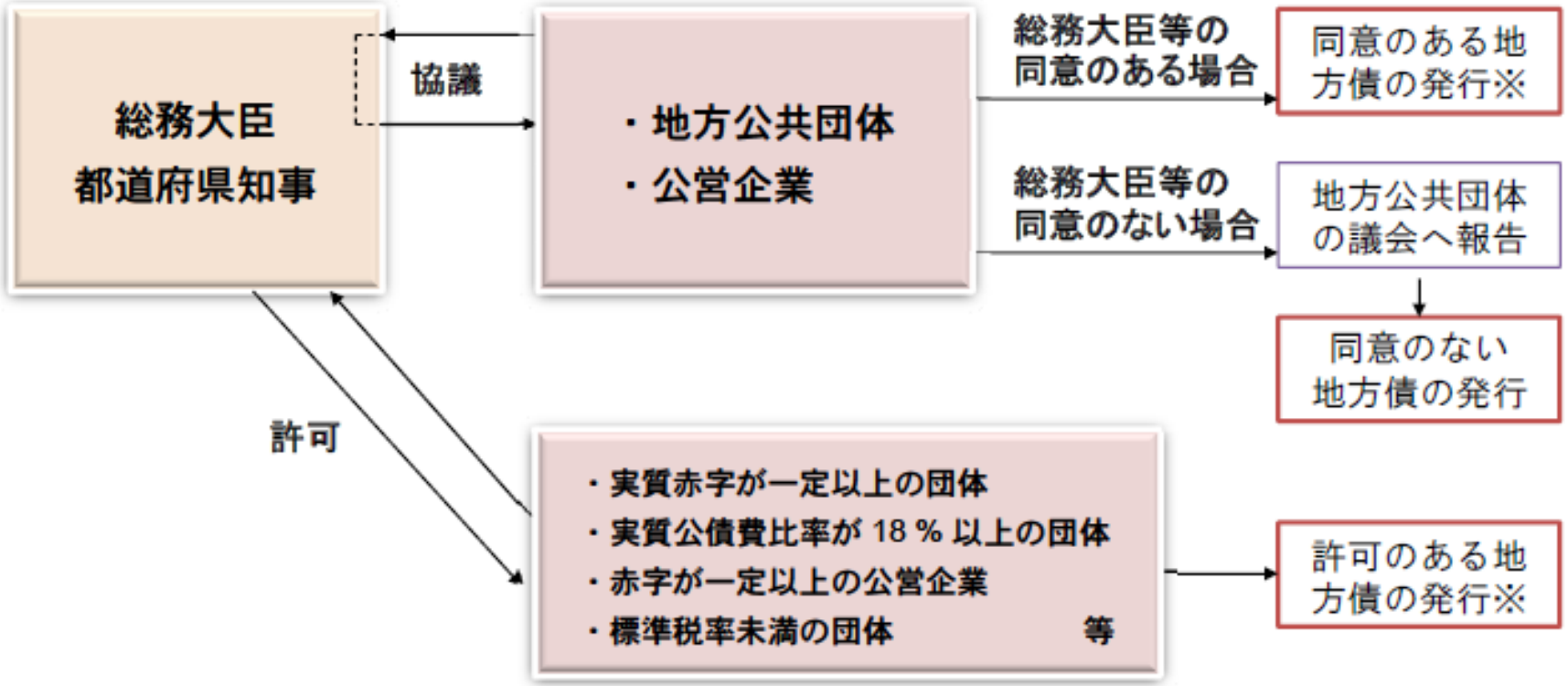

※総務大臣等の同意（許可）のある地方債に対し、
・公的資金の充当
・元利償還金の地方財政計画への算入

地方債協議制度の見直し

○　地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から、一定の要件を満たす地方公共団体が民間等資金債を発行 する場合は、原則として協議を不要とし、事前届出によることとされている。

1. 協議不要対象団体

以下の①から⑤までの要件を満たす地方公共団体

① 実質公債費比率が16%未満であること
② 実質赤字額が0であること
③ 連結実質赤字比率が0であること
④ 将来負担比率が都道府県及び政令指定都市にあっては300%以下、一般市区町村にあっては200%以下であること
⑤ 地方公共団体が起こす当該年度の地方債のうち協議等をしたものの合計額（臨時財政対策債等の総務省令で定める地方債のうち協議等をしたものの合計額を除く。）が標準財政規模及び公営企業の事業の規模の合算額の当該年度前3年度平均の25%以下であること

※　協議不要対象団体であっても、資金の不足額がある公営企業に係る民間等資金債を発行する場合は、協議をしなければならない。

2. 地方財政計画、地方債計画

届出がされた地方債のうち協議を受けたならば同意をすると認められるものは、その元利償還金を地方財政計画に算入するとともに、その予定額を地方債計画に計上。

見直しのイメージ

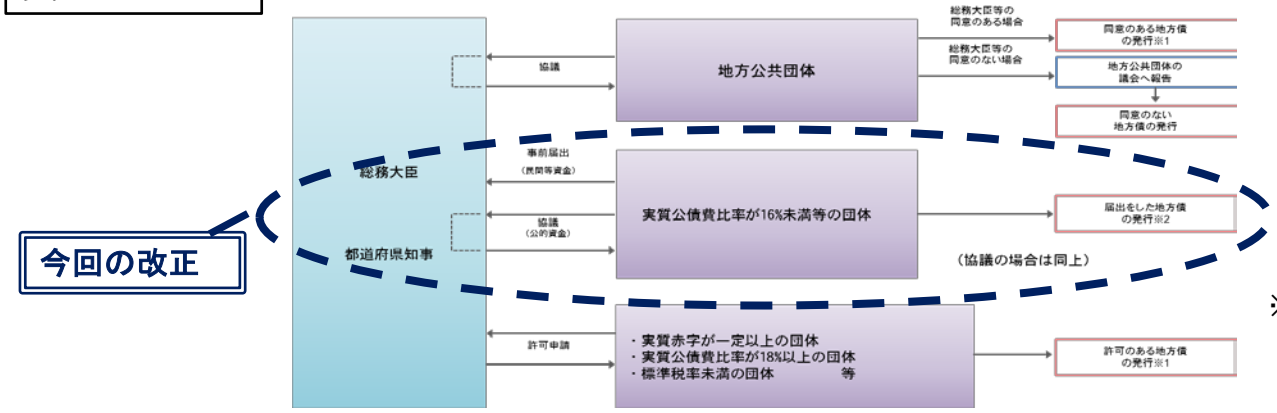

※1　総務大臣等の同意（許可）のある地方債に対し、
・公的資金の充当
・元利償還金の地方財政計画への算入

※2　届出をした地方債（民間等資金）のうち協議を受けたならば同意をすると認められるものに対し、
・元利償還金の地方財政計画への算入

協議不要対象団体について

○平成26年度
・決算未提出期間（概ね4～8月）
→「平成25年度の実質公債費比率等」で判定

	都道府県	指定都市	市区町村	合計
団体数	33/47 (70.2%)	19/20 (95.0%)	1,559/1,722 (90.5%)	1,611/1,789 (90.1%)

（参考）

平成24年度協議不要対象団体

	都道府県	指定都市	市区町村	合計
団体数	16/47 (34.0%)	15/20 (75.0%)	1,258/1,722 (73.1%)	1,289/1,789 (72.1%)
うち届出実施団体数	11/47 (23.4%)	8/20 (40.0%)	267/1,722 (15.5%)	286/1,789 (16.0%)
届出額	15,454億円	3,627億円	3,229億円	22,310億円 (26.3%)※

※平成24年度地方債計画における民間等資金の額に占める割合

平成25年度協議不要対象団体

	都道府県	指定都市	市区町村	合計
団体数	33/47 (70.2%)	19/20 (95.0%)	1,564/1,722 (90.8%)	1,616/1,789 (90.3%)
うち届出実施団体数	22/47 (46.8%)	14/20 (70.0%)	275/1,722 (16.0%)	311/1,789 (17.4%)
届出額	27,460億円	5,418億円	2,822億円	35,701億円 (43.3%)※

※平成25年度地方債計画における民間等資金の額に占める割合

平成２６年度地方債計画の概要

○　地方債計画とは、総務大臣又は都道府県知事が同意又は許可をする地方債の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類である（地方財政法第５条の３第11項）。

○　地方債計画は、下図のとおり、地方財政計画や国の予算の一部である財政投融資計画と相互に関連している。

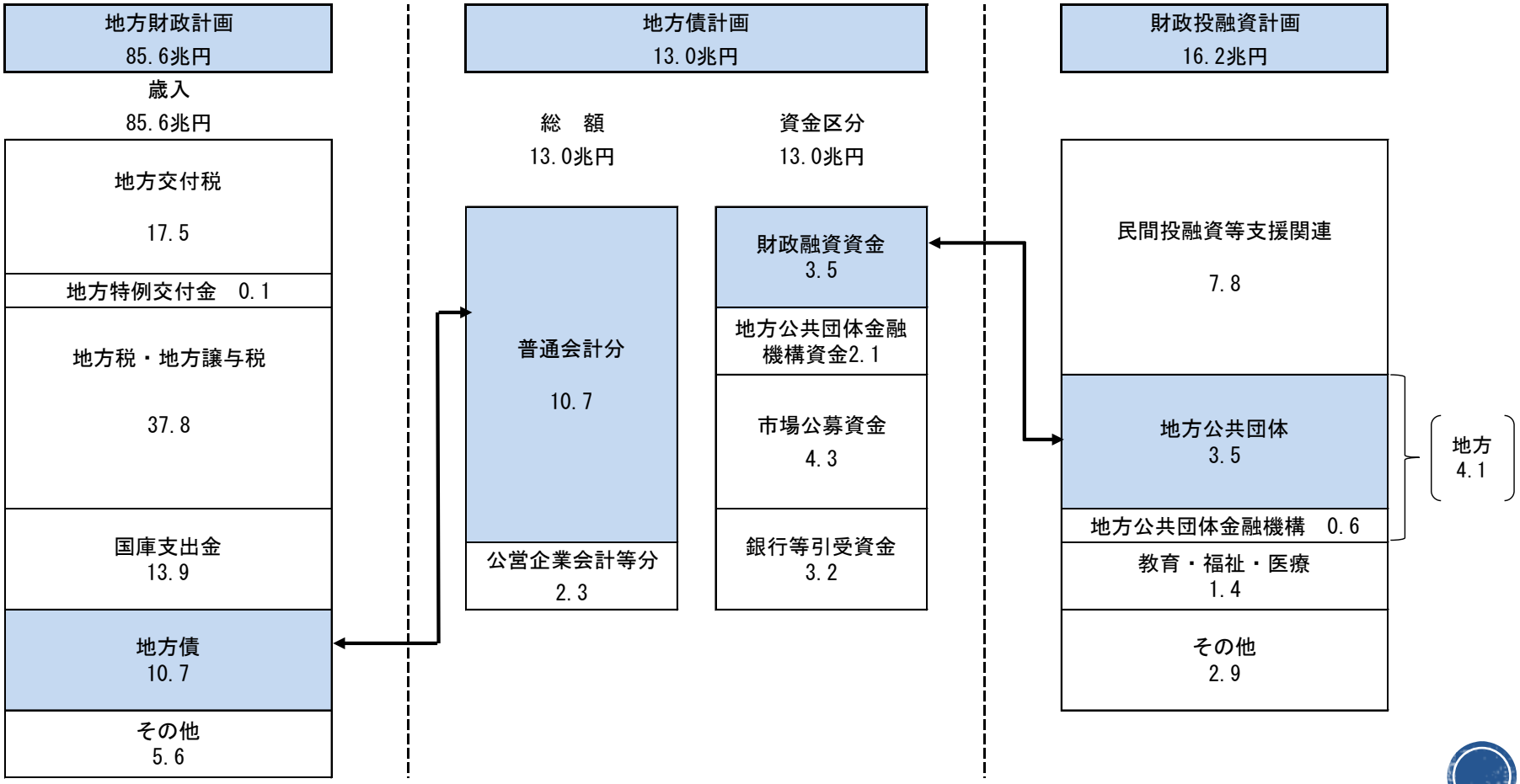

都道府県・指定都市・市町村別の地方債発行実績（平成22年度、資金区分別）

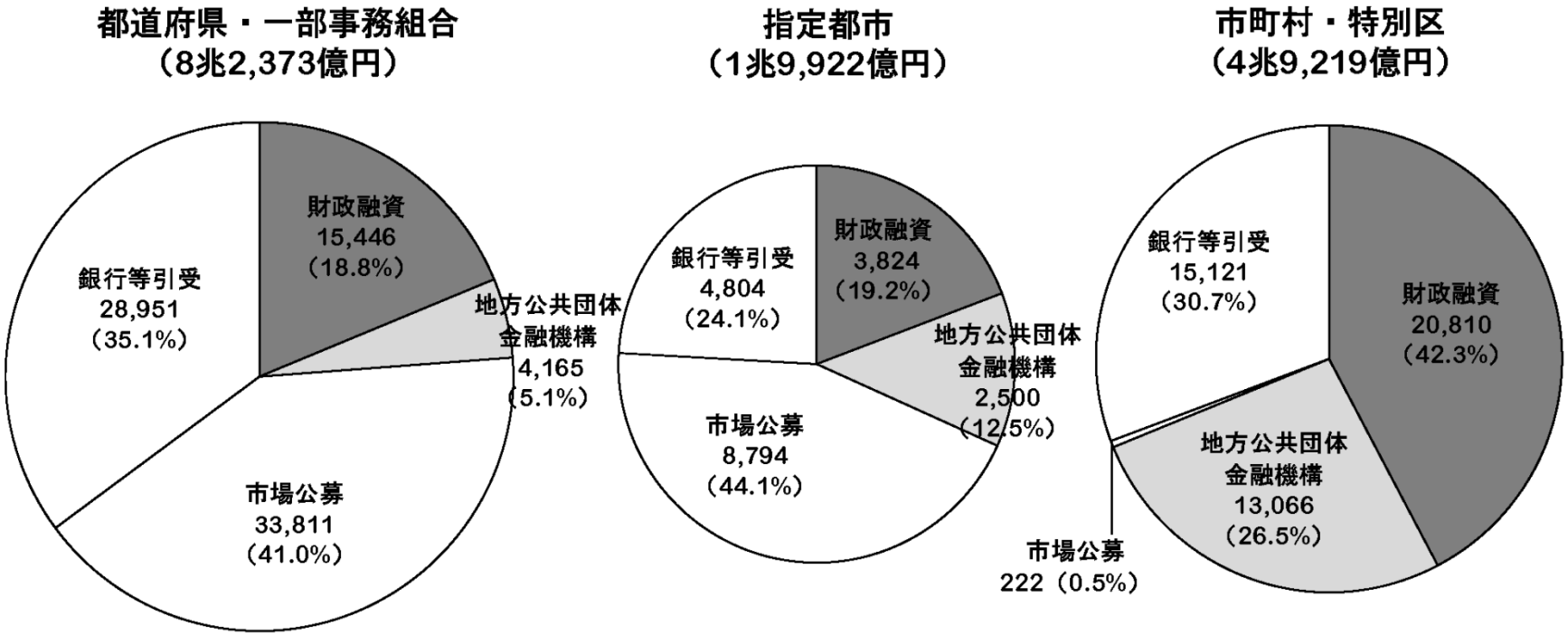

（単位：億円）

合計	うち財政融資	うち地方公共団体金融機構	うち市場公募	うち銀行等引受
151,514	40,079	19,731	42,828	48,876

※民間資金は、借換債を除く。
（出所）地方債統計年報（平成23年度版）

地方債の資金の流れ

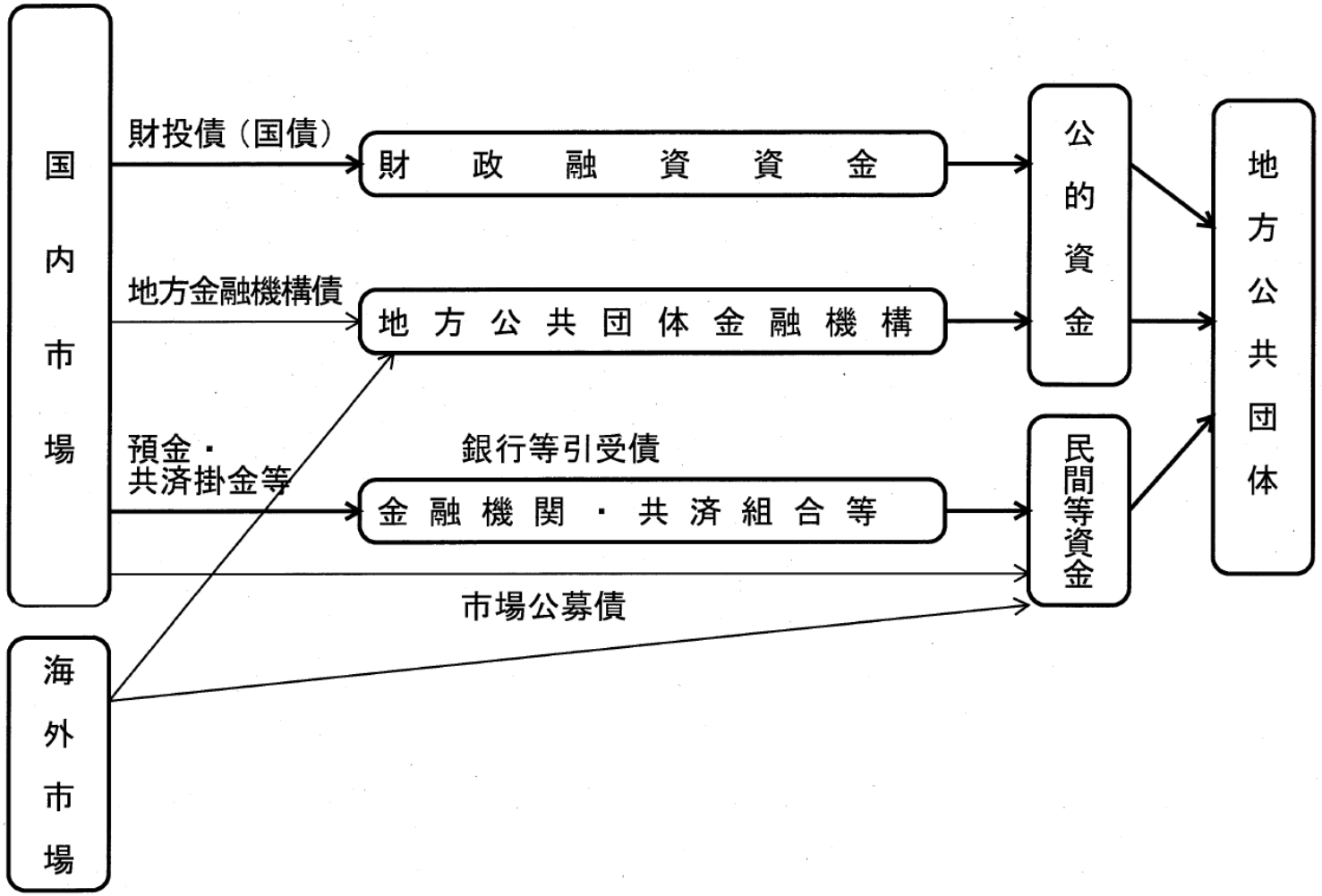
国内市場
海外市場
財投債（国債）
地方金融機構債
預金・
共済掛金等
銀行等引受債
市場公募債
財政融資資金
地方公共団体金融機構
金融機関・共済組合等
公的資金
民間等資金
地方公共団体

地方財政の借入金残高の状況

○ 地方財政は、24年度末見込で約200兆円もの巨額の借入金残高を抱えている。
（公営企業債（企業会計負担分）をあわせれば227兆円）

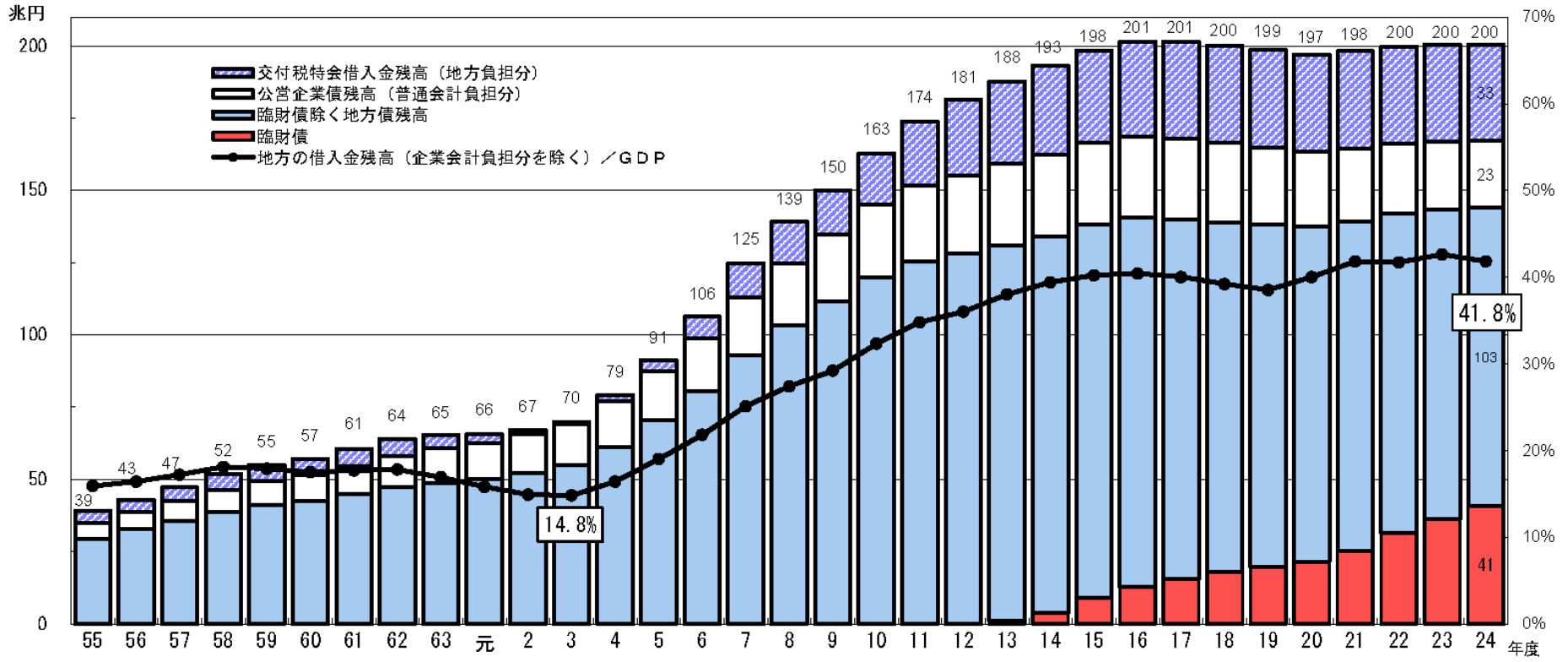

※１　地方の借入金残高は、平成22年度は決算ベース、平成23年度は実績見込み、平成24年度は地財対策時の年度末見込み。
※２　ＧＤＰは、平成22年度は実績値、平成23年度は実績見込み、平成24年度は政府見通しによる。
※３　表示未満は四捨五入をしている。

（参考）公営企業債残高（企業会計負担分）の状況

（単位：兆円）

年度	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
公営企業債残高	12	13	14	15	16	16	17	18	18	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27

地方債の信用維持の仕組みと取組み

1　国における制度的対応

(1)　地方税、地方交付税制度に基づくマクロ・ミクロ両面からの財源保障
(2)　地方財政法に基づく早期是正措置としての地方債許可制度
(3)　地方公共団体財政健全化法に基づく財政の早期健全化・再生

2　地方公共団体における対応

(1)　行財政改革の推進、平成の大合併
(2)　地域活性化施策の推進による税源の確保
(3)　財務情報の開示、IRの推進

3　その他

(1)　第三セクター等の経営改革
(2)　地方公会計の取組

地方債の元利償還金の地方財政計画によるマクロベースでの財源保障

〔地財計画〕

地方財源不足額について地方財政対策による補てん措置を講じ、公債費を含めた地方財政計画の歳出と歳入を均衡させることにより、マクロベースでの財源保障

〈根拠条文〉

地方交付税法第７条（歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務）

内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

一　地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳

イ　各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額

ロ　使用料及び手数料

ハ　起債額

ニ　国庫支出金

ホ　雑収入

二　地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳

イ　歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額

ロ　国庫支出金に基く経費の総額

ハ　地方債の利子及び元金償還金

地方財政法第５条の３（地方債の協議等）

９　総務大臣又は都道府県知事が第１項に規定する協議において同意をした地方債（第６項の規定による届出がされた地方債のうち第１項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法第７条の定めるところにより、同条第２号の地方団体の歳出総額の見込額に算入されるものとする。

※同法第５条の４（地方債についての関与の特例）

６　前条第１項ただし書の規定は、第１項及び第３項から前項までの規定により許可を受けなければならないものとされる場合について、同条第８項の規定は、第１項及び第３項から前項までに規定する許可を得た地方債について、同条第９項の規定は、第１項及び第３項から前項までに規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について準用する。

地方債の元利償還金の地方交付税措置によるミクロベースでの財源保障

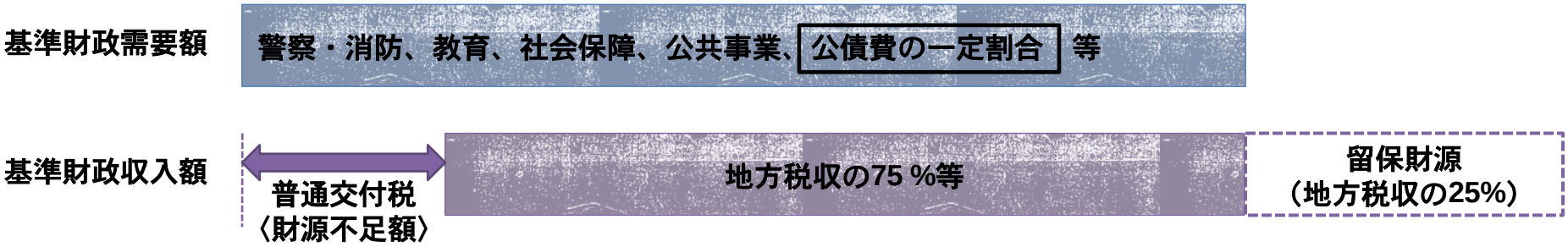

基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額（財源不足額）について普通交付税を交付することにより、公債費を含めた財政需要について、ミクロベースでの財源保障（基準財政需要額に算定されない部分は留保財源により対応）

〈根拠条文例〉

地方交付税法第 10 条（普通交付税の額の算定）
　普通交付税は、毎年度、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体に対して、次項に定めるところにより交付する。
２　各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額は、当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額とする。（以下略）

同法別表第一（第 12 条第 4 項（単位費用）関係）
　　災害復旧事業債　　95％算入
　　減収補てん債　　75％算入
　　臨時財政対策債　　100％算入
　　⋮

同法附則第 5 条（特別の地方債に係る償還費の基準財政需要額への算入）
　　過疎対策事業債　　70％算入
　　公害防止事業債　　50％算入
　　⋮